（案）

第５次水俣市総合計画
第２期基本計画

（計画期間：平成２６年度～平成２９年度）

人が行きかい、ぬくもりと活力ある

「環境モデル都市みなまた」

水　俣　市

第５次水俣市総合計画（第２期基本計画）の策定にあたって

市長挨拶

目　　　次

第一部　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

１　第２期基本計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

２　計画の構成と期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

３　基本構想　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

（１）まちづくりの基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

（２）目指す将来像　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

（３）施策の大綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

政策Ⅰ　人と豊かな環境が共生するまち

政策Ⅱ　豊かさと活気を実感できるまち

政策Ⅲ　安全で心安らかに、いきいきと暮らせるまち

政策Ⅳ　郷土の新しい公共を担う人を育てるまち

政策Ⅴ　自立した行政システムと市民参画のまち

（４）重点事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

（５）施策の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

第二部　第２期基本計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

１　第２期基本計画の構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

２　重点事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

３　分野別計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

政策Ⅰ　人と豊かな環境が共生するまち　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

施策１　水俣病問題の解決に向けて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

施策２　「環境モデル都市」の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

施策３　豊かな自然を大切にするまちづくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・　20

施策４　環境学習都市づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24

政策Ⅱ　豊かさと活気を実感できるまち　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29

施策１　定住化の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31

施策２　産業振興による経済の活性化（強い産業づくり）　・・・・・・・・・・・　32

施策３　観光振興を経済の柱に　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　36

施策４　農林水産業の振興　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40

施策５　商業の振興　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　46

政策Ⅲ　安全で心安らかに、いきいきと暮らせるまち　・・・・・・・・・・・・・・　49

施策１　安心・安全なまちづくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　51

施策２　地域医療の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　55

施策３　健康づくりの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　56

施策４　ともに支える暮らしづくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　59

施策５　快適なまちづくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
施策６　自治会活動の活性化と地域活動の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
政策Ⅳ　郷土の新しい公共を担う人を育てるまち　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
施策１　郷土を担う人づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
施策２　学校教育の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
施策３　地元力（ふるさとりょく）向上のためのスポーツ振興　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
施策４　文化の香るまちづくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
施策５　日本一の読書のまちづくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
施策６　人権尊重と男女共同参画のまちづくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
政策Ⅴ　自立した行政システムと市民参画のまち　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
施策１　行財政改革の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
施策２　効果的な政策と事業評価の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
施策３　市民参画の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
施策４　市役所の変革　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
１　諮問　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
２　答申　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
３　策定に係る審議会等名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（１）水俣市総合計画策定審議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（２）庁議メンバー　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（３）水俣市総合計画策定委員会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（４）第５次水俣市総合計画（第２期基本計画）策定プロジェクトチーム　・・・・・
４　策定経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
５　分野別主要計画一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第一部　はじめに

１　第２期基本計画策定の趣旨

本市では、平成 22 年３月に本市の歴史や特性、資源を活かしたまちづくりの基本理念を明らかにし､｢今後の水俣づくり｣の指針を示す総合的かつ長期的な計画として､｢第５次水俣市総合計画」を策定しました。

本総合計画の基本構想において、目指す将来像**「人が行きかい、ぬくもりと活力ある『環境モデル都市みなまた』」**を掲げ、その実現に向け、平成 22 年度から４箇年を計画期間とする第１期基本計画を策定し、様々な施策を展開してきました。

この第１期基本計画が平成 25 年度をもって終了することから、第１期基本計画策定時からの時代の変化、市民ニーズの変化や各施策の進捗状況を踏まえ、基本構想で掲げた将来像の実現を目指し、平成 26 年度から平成 29 年度までの４年間の具体的な施策を体系的に示した第２期基本計画を策定しました。

今後は、本計画に基づき、計画的かつ総合的に行政運営を進めることによって、基本構想に掲げた目指す将来像「人が行きかい、ぬくもりと活力ある『環境モデル都市みなまた』」の実現を目指します。

２　計画の構成と期間

第５次水俣市総合計画は、長期的な方針を示す「基本構想」、中期的な計画となる「基本計画」、短期的かつ具体的な事業計画となる「実施計画」の三層で構成されています。

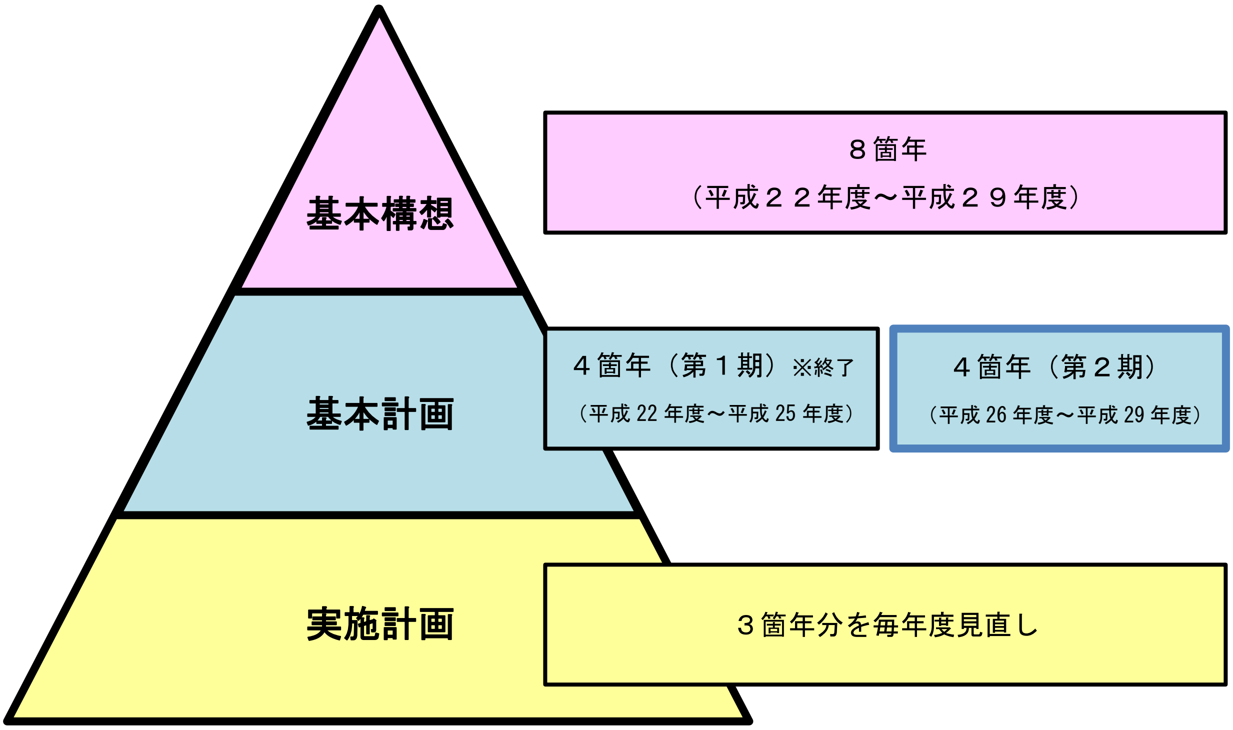

■基本構想

　本市の将来都市像を示し、基本理念を明らかにしたまちづくりと行政運営の指針となるものです。

　　期間：　平成 22 年度～平成 29 年度（８年間）

■基本計画

　基本構想に示された将来都市像を具体化するために取り組む基本的施策を、総合的・体系的に示したものです。

　　期間：　第１期　平成 22 年度～平成 25 年度（４年間）　※終了
　　　　　　第２期　平成 26 年度～平成 29 年度（４年間）　※今回策定

■実施計画

　基本計画に定められた施策を、具体的にどのように実施していくかを明示したものです。
　毎年度見直しを行う、ローリング方式です。

　　期間：　３年間

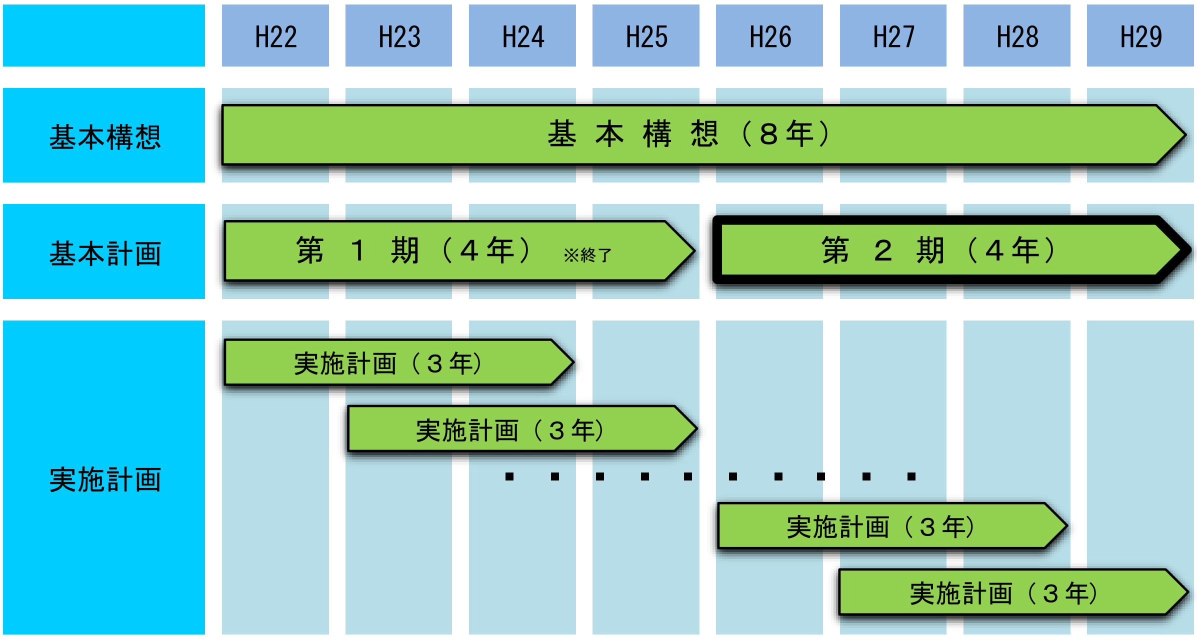

3　基本構想

（1）まちづくりの基本理念

第５次水俣市総合計画基本構想の中で掲げている、本市のまちづくりにおける基本姿勢である「まちづくりの基本理念」については、継承することとします。

【まちづくりの基本理念】

本市は、世界に類を見ない水俣病の経験とそこから得た教訓を活かし、環境モデル都市づくりを進めてきました。

一方で、水俣病のような産業公害が、地球上のどこかで二度と発生することがないよう、特に今後工業化が進む諸外国に対し警鐘を鳴らし、これまでの体験や地域・環境を再生してきた様々な取組みとノウハウを発信していく責務があります。

また、環境の重要性を世界のどこよりも知っている水俣だからこそ、地球規模で進む温暖化防止に、市をあげて取り組む必要があります。

このような考え方に基づき、環境と経済が一体となって発展する、持続可能な地域社会の構築を目指し、今後さらに、環境モデル都市づくりを強力に推進していくこととします。

本市では、環境をまちづくりの中心に据え、生命の尊さ、“もったいない”の気持ち、地域に対する愛着と誇りを大切にするとともに、地域の特性を踏まえた産業振興を図ることによって、「真の豊かさ」を感じることができ、多くの人が交流する、活力あるまちを、市民協働で築いていきます。

（2）目指す将来像

第５次水俣市総合計画基本構想の中で掲げている「まちづくりの基本理念」に基づく、本市のまちづくりを進めていくにあたり目標とする「目指す将来像」については、継承することとします。

【目指す将来像】

人が行きかい、ぬくもりと活力ある「環境モデル都市みなまた」

（将来像のイメージ）

環境意識の高い市民が暮らし、エネルギーや食べ物は地産地消でまかない、山、川、海、里山の自然環境が守られ、人と自然環境の共生が進んでいます。

産業は、環境産業をはじめ様々な工業が展開され、環境を学ぶ修学旅行生や視察に訪れた者で、湯の児・湯の鶴温泉と商店街は賑わいを取り戻しています。

ゼロ・ウェイスト宣言のまちとして、ごみ減量、リサイクル、リユース、“もったいないの意識”が市民生活に当たり前に定着し、地域資源を活かした元気村には若者や都市生活者の移住が進み、集落やまちに活気が戻っています。

市民の暮らしについては、高速道路や新幹線が開通し、街中は自転車、みなくるバスが走り、周辺部には乗合タクシーが運行され、高齢者や障がい者を含むすべての人たちが、域内を自由に移動することができるなど、生活の質的豊かさを実感できるまちになっています。

（３）施策の大綱

「まちづくりの基本理念」と「目指す将来像」の実現を目指し、誰もが暮らしやすい、幸福を実感できる地域社会の創造を念頭に置き、基本方針として五つの政策を設定し、その実現を図るための柱となる施策を明示しています。

今回、第２期基本計画の策定にあたり、五つの政策は継承しますが、新たな行政需要・課題に対応するため、各施策については見直しを行っています。（見直しを行ったものは、「＊」で表しています。）

政策Ⅰ　人と豊かな環境が共生するまち

水俣病問題の最終解決に努めるとともに、環境を機軸としたまちづくりを展開する中で、日本の環境首都として、政府選定による環境モデル都市に関する取り組みを住民協働で進め、地球温暖化防止に向け先導的な役割を果たします。

施策１　水俣病問題の解決に向けて
施策２　「環境モデル都市」の推進
施策３　豊かな自然を大切にするまちづくり（＊）
施策４　環境学習都市づくり

政策Ⅱ　豊かさと活気を実感できるまち

地域の特性や資質を活かして、地場企業の支援、新たな産業の育成、環境産業の誘致に取り組み、雇用や地域経済の活性化に努めます。

観光振興については、地域経済の柱として、地域の資源や特性を活かして水俣にしかできない新たな観光を進めて交流人口の増加に努めます。

施策１　定住化の促進（＊）
施策２　産業振興による経済の活性化（強い産業づくり）（＊）
施策３　観光振興を経済の柱に
施策４　農林水産業の振興
施策５　商業の振興

政策Ⅲ　安全で心安らかに、いきいきと暮らせるまち

水俣で暮らす誰もが健康で快適に、安心して暮らすことができるようにするため、医療、保健、福祉の充実を図り、高齢者や障がい者が地域の中で共に暮らせるシステムを整備していきます。

また、地域の自治や防災活動を活性化するため、自治会組織の充実、住民主体の地域活動の支援、助成に努めます。

施策１　安心・安全なまちづくり
施策２　地域医療の充実
施策３　健康づくりの推進
施策４　ともに支える暮らしづくり（＊）
施策５　快適なまちづくり（＊）
施策６　自治会活動の活性化と地域活動の推進

政策Ⅳ　郷土の新しい公共を担う人を育てるまち

地域づくりを担う人材と、郷土を愛し、郷土に誇りをもつ、人間性豊かな子どもたちを学校、家庭、地域が連携して育てていきます。

地域の伝統や文化を大切に守り育て、新たな水俣文化を創造する人材の育成に努めます。

これらの実践をとおして、水俣の新しい公共を担う人を育み、市民が主役のまちづくりを実現していきます。

- 施策１　郷土を担う人づくり
- 施策２　学校教育の充実
- 施策３　地元力（ふるさとりょく）向上のためのスポーツの振興
- 施策４　文化の香るまちづくり
- 施策５　日本一の読書のまちづくり
- 施策６　人権尊重と男女共同参画のまちづくり

政策Ｖ　自立した行政システムと市民参画のまち

地方分権改革が進む中、自立した行政システムを確立するため、行財政改革、職員の意識改革と市民の市政への参画を進め、公平で透明性のあるスリムな行政府を目指します。

総合計画の進捗状況の把握と事業評価については、政策事業評価管理システムの活用と市民参加によって進めることとし、評価内容や結果に関する情報の公開に努めます。

- 施策１　行財政改革の推進
- 施策２　効果的な政策と事業評価の実施
- 施策３　市民参画の推進
- 施策４　市役所の変革

（４）重点事業

第１期基本計画期間においては、各基本事業の中で、特に重点的に取り組む基本事業を横断的に集約し、５つの「リーディングプロジェクト」として取り組み、一定の成果を上げました。

第２期基本計画期間については、目指す将来像の達成に向けて、より「市民にわかりやすい方向性」を示し、「総合計画」、「行政評価」、「予算」との有機的な連動を目指すといった観点から、基本計画における各政策の中で、特に重点的に取り組む「基本事業」を「重点事業」として位置づけます。

重点事業として位置づけた基本事業については、その事業を重点的に実施することで、他の基本事業を牽引し、計画の着実な推進を行い、目指す将来像「人がいきかい、ぬくもりと活力ある『環境モデル都市みなまた』」の実現に取り組みます。

（５）施策の体系

将来都市像	政　　策	施　　策
人がいきかい、ぬくもりと活力ある「環境モデル都市みなまた」	Ⅰ　人と豊かな環境が共生するまち	1　水俣病問題の解決に向けて
		2　「環境モデル都市」の推進
		3　豊かな自然を大切にするまちづくり (*)
		4　環境学習都市づくり
	Ⅱ　豊かさと活気を実感できるまち	1　定住化の促進 (*)
		2　産業振興による経済の活性化（強い産業づくり）(*)
		3　観光振興を経済の柱に
		4　農林水産業の振興
		5　商業の振興
	Ⅲ　安全で心安らかに、いきいきと暮らせるまち	1　安心・安全なまちづくり
		2　地域医療の充実
		3　健康づくりの推進
		4　ともに支える暮らしづくり (*)
		5　快適なまちづくり (*)
		6　自治会活動の活性化と地域活動の推進
	Ⅳ　郷土の新しい公共を担う人を育てるまち	1　郷土を担う人づくり
		2　学校教育の充実
		3　地元力（ふるさとりょく）向上のためのスポーツの振興
		4　文化の香るまちづくり
		5　日本一の読書のまちづくり
		6　人権尊重と男女共同参画のまちづくり
	Ⅴ　自立した行政システムと市民参画のまち	1　行財政改革の推進
		2　効果的な政策と事業評価の実施
		3　市民参画の推進
		4　市役所の変革

※　第２期基本計画の策定に際し、新たな行政需要・課題に対応するため、各政策を構成する施策について見直しを行いました。見直しにより変更した施策については「＊」で表しています。

第二部

第 ２ 期 基 本 計 画

平成26～29年度（2014年度～2017年度）

１　第２期基本計画の構成

第５次水俣市総合計画基本構想では、「まちづくりの基本理念」と「目指す将来像」を定め、目指す将来像「人が行きかい、ぬくもりと活力ある『環境モデル都市みなまた』」の実現にむけた基本方針として５つの政策からなる施策の大綱を定めています。

基本計画では、更に５つの政策ごとに「４箇年での取り組み」を次のような構成で表しています。

政策　目指す将来像実現に向けた基本方針

施策　政策の目的を実現するための柱となる取り組み

基本事業　施策の目的を実現するための取り組み

- 現状と課題
- 対象
- 実施主体（市民と行政の役割分担）
- 事業の目標設定

主な事業　「基本事業」で実際に取り組む、主な事業

写　真

2　重点事業

第２期基本計画については、各政策の中で特に重点的に取り組む「基本事業」を「重点事業」として位置づけます。

重点事業として位置づけた基本事業については、その事業を重点的に実施することで、他の基本事業を牽引し、計画の着実な推進を行い、目指す将来像「人がいきかい、ぬくもりと活力ある『環境モデル都市みなまた』」の実現に取り組みます。

政策	施策	重点事業（基本事業）
政策Ⅰ 人と豊かな環境が共生するまち	２　「環境モデル都市」の推進	(1)　ゼロ・ウェイスト（ごみゼロ）の推進
	３　豊かな自然を大切にするまちづくり	(4)　花と緑のまちづくり
	４　環境学習都市づくり	(1)　公害・環境学習の拠点づくり
		(3)　高等教育・研究活動拠点施設の整備
政策Ⅱ 豊かさと活気を実感できるまち	１　定住化の促進	(1)　定住化の促進
	２　産業振興による経済の活性化（強い産業づくり）	(1)　地場産業の企業力強化による産業の振興
	３　観光振興を経済の柱に	(1)　魅力ある湯の児温泉づくり
		(2)　湯の鶴癒しのむらづくり
	４　農林水産業の振興	(3)　地産地消と“みなまたブランド”づくりの推進
		(5)　元気むらづくりの推進
	５　商業の振興	(1)　活気ある商店街づくり
政策Ⅲ 安全で心安らかに、いきいきと暮らせるまち	１　安心･安全なまちづくり	(1)　防災のまちづくり
	２　地域医療の充実	(1)　地域医療を支援する病院
	３　健康づくりの推進	(1)　生活習慣病予防の推進
	４　ともに支える暮らしづくり	(1)　元気に老い、安心して暮らせる地域づくり
		(2)　障がい者（児）の自立支援
		(3)　少子化対策の推進及び子育て支援の拠点整備と相談体制・連携の強化
	５　快適なまちづくり	(2)　肥薩おれんじ鉄道の利便性の向上と利用促進
	６　自治会活動の活性化と地域活動の推進	(1)　自治会活動の推進
政策Ⅳ 郷土の新しい公共を担う人を育てるまち	１　郷土を担う人づくり	(1)　まちづくり団体等と人材育成の推進
	２　学校教育の充実	(1)　豊かな心・確かな学力・健やかな体を育む学校づくり
	３　地元力向上のためのスポーツ振興	(2)　生涯スポーツ活動及び競技スポーツ活動の推進
	４　文化の香るまちづくり	(1)　市民文化団体と人材の育成
	５　日本一の読書のまちづくり	(1)　地域･家庭･学校における読書活動の推進
政策Ⅴ 自立した行政システムと市民参画のまち	１　行財政改革の推進	(1)　水俣市第５次行財政改革大綱の推進
	２　効果的な政策と事業評価の実施	(1)　政策事業評価の推進とその成果の活用
	３　市民参画の推進	(1)　市民参画の機会の確保

３　分野別計画

政策Ⅰ

人と豊かな環境が共生するまち

施策１　水俣病問題の解決に向けて

環境汚染に起因する水俣病は、生態系の破壊や健康被害のみならず、差別・偏見、地域社会の崩壊など、自然と人との関係、人と人との関係にさまざまな影響、被害を及ぼした。

公式確認から半世紀以上経過している水俣病問題はいまだ全面解決には至っていない実情があり、継続した取り組みが求められている。

世界で類例を見ない公害である水俣病の発生により被害を受けた人々が、この地域で不安なく暮らしていくことが出来るよう支援策等を充実させるとともに、同様の産業公害がこの地球上で二度と起こることがないよう、犠牲になったすべての生命に祈り、またその教訓を発信しながら、本市の地域再生・振興を推進することで、水俣病問題の早期解決を後押ししていく。

また、地域社会を再生するため、今後も様々な主体が対話や交流、協働で作業することなどを通じ、「もやい直し*」を更に推進し、水俣再生を進めていく必要がある。

併せて、平成25年（2013年）に開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において採択された、水銀による健康被害や環境汚染の防止を目指す「水銀に関する水俣条約」への日本の早期批准に向けた取組みの実行を、国等関係機関への要望等を通じて働きかけていく。

（１）水俣病被害者の救済支援

■目的

水俣病によって苦しんでいる市民の生活支援を含めた相談対応、要望等の把握、解決に向けた各方面への働きかけを行い、安心して暮らせる社会づくりを進める。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
水俣病相談窓口の設置継続、相談員配置職員数	２箇所・３人	２箇所・３人
水俣病問題対策を不満と思う割合（市民意識調査*）	19.8%	10%

■現状と課題

水俣病は公式確認から半世紀以上経過しているが、現在でも多くの市民が水俣病の症状を訴え、救済を求めている。平成 21 年７月に、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が成立し、水俣病被害者手帳の交付など、被害者の救済をはじめ、様々な施策が行われている（特別措置法に基づく申請手続きは平成24年７月末日をもって終了）が、今後も、水俣病被害者の高齢化や健康不安等に対応するため、相談事業や福祉事業の継続と一層の拡充が求められている。

■対象

水俣病被害者、水俣病被害者団体

■実施主体（市民と行政の役割分担）

行政：国、熊本県、鹿児島県及び近隣の市町と協力して行う。健康不安等の相談対応と併せて要望等を把握し、国、熊本県に的確に伝え、適切な支援策の推進、及び早期解決が実現するよう働きかけを行う。

*第５次水俣市総合計画（第２期基本計画）を策定するにあたり、平成 25 年度に市民 1,000 人を対象に行った意識調査
*「もやい」とは、船と船をつなぐことや共同でことを行うという意味。ここでは、人と人のつながりを結び直そうという意味で用いる。

■事業の目標設定

多くの市民が抱える健康不安等に対し、水俣病相談窓口の開設、相談員配置の維持継続につとめ、今後もきめ細やかな対応を続けていく。

また、被害者の高齢化に伴う健康福祉分野における支援はもちろん、自然環境の保全再生、地域経済の振興等、水俣病被害者、団体等の要望等を把握し、国県はじめ各方面に確実に伝えていくとともに、市としても早期解決に向けた要望・陳情等の働きかけを継続していく。

上記の取り組みを行うことにより、市民意識調査における「水俣病問題対策を不満」とする市民の割合を減少させ、平成 29 年度時点の目標値を 10.0%と設定する。

■主な事業

・水俣病相談窓口の開設、相談員配置の維持継続

・水俣病被害者の救済に関する国･県、関係機関への働きかけや要望活動

（２）水俣病犠牲者の慰霊

■目的

水俣病で犠牲になった全ての生命の慰霊を行うとともに、二度と水俣病のような悲惨な公害が発生しないように警鐘を鳴らしながら、地域の再生を願う。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
水俣病犠牲者慰霊式への参加者数	750人	700人
火のまつりへの参加者数	300人	500人

■現状と課題

「水俣病犠牲者慰霊式」は水俣病の公式確認日である５月１日に、水俣湾埋立地の「水俣病慰霊の碑」前で実施され、水俣病患者・遺族をはじめ、政府代表、熊本県知事、近隣市町の首長、地域住民及び原因企業が、水俣病犠牲者に祈りを捧げる。また、９月には、市民が中心となって水俣病で犠牲になったすべての生命に祈りを捧げ、地域再生の誓いを炎に託す「火のまつり」を実施している。両事業の実施により、多くの人々が水俣病に対する認識を深め、水俣病の経験から得た教訓と地域再生への想いを共有していくことが重要である。

■対象

水俣病被害者、遺族、水俣病被害者団体、市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：慰霊式、火のまつりともに実行委員会を組織し、実施内容を検討・決定する。火のまつりについては事業の運営も行う。

行政：事業費の支出、運営支援

■事業の目標設定

水俣病被害者と遺族の高齢化が進み、会場に出向き参列することが困難な状況も出てきているため、水俣病犠牲者慰霊式の参加者数を700人と設定する。

火のまつりについては、平成24年度は天候不良のため参加者が300人と少なかったが、例年約500人の参加があるため、目標値も500人と設定する。

■主な事業

・水俣病犠牲者慰霊式開催事業

・火のまつり開催事業

（３）水俣湾埋立地の安全対策

■目的

水俣湾埋立地の工事完了から20年以上が経過している。護岸の耐用年数は50年程度といわれており、今後、護岸の腐食をはじめ、被覆シートの劣化に伴う破断や地震等破損による水銀ヘドロ漏出防止等の安全対策への働きかけを行っていく。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
熊本県に対する要望活動	―――	水俣・芦北地域振興計画への掲載

■現状と課題

熊本県は、昭和51年（1976年）から平成２年（1990年）にかけて、水俣湾内の総水銀濃度25ppm* 以上の汚泥を浚渫し埋め立てを行った。埋立地の護岸の耐用年数は50年程度といわれており、事業完了から既に20年以上が経過している。したがって、今後、護岸の腐食をはじめ、被覆シートの劣化に伴う破断、災害等に対する安全対策が必要となってくる。

■対象

水俣湾埋立地

■実施主体（市民と行政の役割分担）

行政：市は熊本県及び国が責任を持って安全対策を講じるよう要望や働きかけを行う。

■事業の目標設定

水俣湾埋立地・親水護岸の維持管理や対策は、基本的には熊本県において行われるものであるため、今後も熊本県に対して要望等の働きかけを行う。

具体的には、水俣湾周辺の魚介類の水銀調査の年１回以上の実施や平成21年１月に設置された「水俣湾公害防止事業埋立地護岸耐震及び老朽化対策検討委員会」における、恒久的な安全対策の取りまとめ及び適正な実施等を求める。

■主な事業

熊本県による水俣湾埋立地の定期点検継続等安全対策の実施に関する要望・働きかけ

*100 万分のいくらであるかという割合を示す単位。ここでは水溶液中の濃度について、1kg＝1ℓ、1mg＝1/100 万 kg から、mg/ℓ＝ppm となる。

施策２　「環境モデル都市」の推進

本市は、水俣病の経験と教訓を活かすため、平成４年に「環境モデル都市づくり宣言」を行い、市民協働で環境モデル都市づくりに取り組んできた。また、平成20年に、国の「環境モデル都市」に選定されたことに伴い、地球温暖化の防止に向けた低炭素社会づくりにも併せて取り組み、全国のモデルとなる環境モデル都市づくりの取り組みを推進する。

（１）ゼロ・ウェイスト（ごみゼロ）の推進

■目的

平成21年11月に宣言した「ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言」*に基づき、市民や他の自治体等と連携しながら、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進め、将来的にごみ処理を焼却や埋立に頼らないよう、ごみの減量を目指す。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
市民１人１日あたりのごみ排出量	800g/人・日	716g/人・日
市報におけるごみ減量情報提供回数	４回	４回
マイバッグ持参率	90.6%	90%以上
ごみゼロ推進活動証書*の授与件数	12団体(1,120人)/年	12団体(1,120人)/年

■現状と課題

本市では、持続可能な循環型社会の実現に向けて、ごみの高度分別や３Ｒの実践によるごみの減量に取り組んでいるが、燃やすごみの量が目標年度に対して増加している。加えて、燃やすごみの中には、分別すればリサイクル可能となる資源ごみが、まだ半分近く含まれている。今後、更に分別を徹底し、リデュースやリユースを推進するための取り組みや普及啓発活動を、市民協働で進めていく必要がある。また、現在の分別体系の見直しと併せて、老朽化が進行する中間処理施設の整備についても検討を行う必要がある。

■対象

市民、事業者、行政

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：ごみ分別のルールの順守、マイバッグ持参、マイカップ・マイボトル・マイ箸の利用等のマイマイ運動の実践

事業者：ごみ分別のルールの順守、レジ袋等の容器包装を削減する等の取り組み

行政：ごみ分別や３Ｒに取り組みやすくなるような仕組みの構築、市民や事業者の取り組みの支援、啓発活動

*焼却ごみや埋立ごみをなくすことを目標に、埋立場を減らしたり、再資源化率を高めたりする等、具体的施策を推進するため、本市は平成 21 年 11 月、市としては全国初となる「ゼロ・ウェイスト宣言」を行った。

*水俣市内で、ごみ減量に向けたマイ箸やマイ水筒を携帯する「マイマイ運動」等の活動に取り組む学校及び団体を対象に授与し、ごみの発生抑制やゼロ・ウェイストに向けた取り組みを啓発する。

■事業の目標設定

水俣市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、基準年度に対して一人１日あたりの一般廃棄物の年間排出量を５％削減することを目標とする。そのために、ごみ減量のための情報提供や普及啓発活動等を市民協働で推進していく。

また、レジ袋無料配布の廃止・マイバッグ持参運動によりレジ袋の消費削減を進め、マイバッグの持参率については 現状の90％を維持していくことを目標値として設定する。

さらに、水俣市外からの訪問者に対しては、マイ箸やマイ水筒の持参等のマイマイ運動への参加協力を呼びかけ、年間12件程度のごみゼロ推進活動証書の授与を目標値として設定する。

■主な事業

・リサイクル推進事業
・家庭ごみ減量普及啓発事業
・マイバッグやマイ箸の持参等「マイマイ運動」の啓発

（２）再生可能エネルギーの導入促進

■目的

持続可能なエネルギーの利用を進めるため、太陽光などの再生可能エネルギーの導入を積極的に進めて化石燃料からのエネルギー転換を図り、エネルギーの自給率を向上させるとともに、温室効果ガスの排出量を削減することにより、環境モデル都市の実現を目指す。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
太陽光発電システム設置補助件数	延べ274件	４年間で延べ100件
太陽熱利用システム設置補助件数	延べ137件	４年間で延べ80件
公共施設等への再生可能エネルギー新規導入件数及び容量	延べ15件 延べ469.8kw/ｈ	４年間で延べ４件 ４年間で延べ40kw/h

■現状と課題

再生可能エネルギーの導入促進を目的として、国による固定価格買取制度が平成24年からスタートしたが、設置コストの高さが導入を妨げる要因となっている。そこで、太陽光発電・太陽熱利用システムを導入する一般家庭への設置補助支援を行い、水俣市内への再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、国や県の動きに対応した、利用しやすい導入促進制度の仕組みづくりが必要である。国や県等の補助制度の活用と併せて、事業所等への導入支援策の検討を行いながら、事業所、公共施設等へも再生可能エネルギーの導入を推進していく必要がある。

■対象

市民、事業所、行政

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：太陽光発電・太陽熱利用システムの設置
事業者：太陽光発電・太陽熱利用システム等、再生可能エネルギーシステムの設置
行政：太陽光発電・太陽熱利用システムの設置補助事業の運営、市民への啓発活動・情報提供、公共施設等への再生可能エネルギーの導入支援検討

■事業の目標設定

第２期基本計画期間における市内一般家庭への太陽光発電システム補助件数を100件、太陽熱利用システム補助件数を80件と設定する。

また、同様に計画期間における自治会所有の集会所や防災拠点などを含む公共施設等への再生可能エネルギーの導入件数及び容量を４件、40kw/hとし、二酸化炭素排出量を削減することを目指す。

■主な事業

・家庭への再生可能エネルギーシステムの設置推進

・公共施設等への再生可能エネルギーシステムの導入推進

（３）地域全体丸ごと環境ＩＳＯの推進

■目的

省エネ・省資源、リサイクルをはじめとした環境に配慮したライフスタイルの実践により、家庭や事業所などで温室効果ガスの排出削減に努め、市全体で環境ＩＳＯ*に基づく取組みを推進するとともに、その成果を集約する仕組みを構築し、市全体での温室効果ガスの排出削減を目指す。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
家庭版環境ＩＳＯ取組登録世帯数	1,576世帯	2,000世帯
事業所版環境ＩＳＯ登録事業所数	０事業所	60事業所
学校版環境ＩＳＯの普及率	100%	100%
公共施設における二酸化炭素排出量	5,408.6ｔ	5,223.6ｔ

■現状と課題

持続可能な地域社会の構築に向けて、ライフスタイルや行動を見直し、環境への負荷（影響）を低減していくために、本市では多様なオリジナルの環境ＩＳＯを実施し、省エネ・省資源の取組が定着してきている。今後もその取り組みを進め、省エネ・省資源の意識の改善やライフスタイルの見直しを図っていくとともに、環境ＩＳＯの実践による温室効果ガスの排出削減量を集約し、市全体での更なる削減に取り組んでいく。

■対象

市民、事業者、行政

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：家庭版環境ＩＳＯの取り組みへの参加

事業者：事業所版環境ＩＳＯの取り組みへの参加

行政：水俣市役所環境ＩＳＯの実践、地域丸ごと環境ＩＳＯの推進、環境ＩＳＯの実践による温室効果ガス排出削減量の集約・排出削減の推進

■事業の目標設定

家庭・事業所・学校等における環境ＩＳＯの取り組み件数や普及率、公共施設についてはＩＳＯの実施効果として、二酸化炭素排出量の削減目標値を設定した。

■主な事業

・家庭版環境ＩＳＯ推進事業

・事業所版環境ＩＳＯ推進事業

・学校版環境ＩＳＯ推進事業

・水俣市役所環境ＩＳＯ推進事業

・エコハウスの普及と啓発

*本市における環境ＩＳＯは、ＰＤＣＡサイクル（計画・実行・評価・見直し）による環境管理システムを活用し、環境に配慮した事業活動や教育活動を行ったり、日常生活を送ったりする者を市が独自に認定する。

（４）市民協働による環境モデル都市づくりの推進

■目的

環境モデル都市推進委員会や円卓会議等を活用し、環境施策を市民協働で着実に実施していくとともに、市民協働の取り組みに関する普及啓発活動を併せて行い、環境モデル都市づくりの更なる推進を図る。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
環境モデル都市推進委員会の開催	年間６回開催	年間６回開催
周知啓発活動の実施	１回/２箇月	１回/２箇月
環境モデル都市フェスタの開催	１回/２年	１回/２年

■現状と課題

環境モデル都市づくりを市民協働で推進していくために、「環境モデル都市推進委員会」を設置し、その実働組織として、テーマに応じた「円卓会議」を設置している。この仕組みを活用しながら、市民協働による環境モデル都市づくりの更なる推進を図るとともに、その取り組みをＰＲし、市内外への環境モデル都市づくりの普及啓発を併せて行っていく必要がある。

■対象

市民、事業者、行政

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：環境モデル都市推進委員会及び円卓会議等への参加、環境にやさしい暮らしの実践、周知啓発活動の実施・協力

事業者：環境モデル都市推進委員会及び円卓会議等への参加、環境にやさしい事業活動の実践、周知啓発活動の実施・協力

行政：環境モデル都市推進委員会及び円卓会議の運営、市民協働による取り組みの周知啓発活動の実施

■事業の目標設定

環境モデル都市の実現に向け、市民協働組織である環境モデル都市推進委員会を定期的に開催（年間６回）するとともに、市報やイベント等による周知啓発活動を実施することとし、それぞれ２箇月に１回、２年に１回程度のイベント開催を目標とする。また、市民協働の取り組みの周知啓発活動を行う。

■主な事業

・環境モデル都市推進委員会や円卓会議等による市民協働の取り組み推進
・市民協働による普及啓発活動の実施

施策３　豊かな自然を大切にするまちづくり

本市は、豊かな自然に恵まれ、人々は、海、山、川の恵みを享受し暮らしを営んできた。この恵まれた自然環境を守り、次世代に引き継ぐため、また、四季折々の花が咲き、緑豊かで、人々に潤いと安らぎを与える良好な生活環境を築いていくため、住民協働で水源涵養や河川や海岸の清掃活動、自然環境の向上、景観形成等に関する取組みを進める。

（１）自然環境の保全

■目的

市民の主体的な環境保全活動によって、水俣の海・山・川などの自然環境を守っていく。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
環境月間清掃活動拠点数	80箇所	80箇所
海と川のクリーンアップ作戦実施箇所数･参加者数	11箇所・918人	14箇所・1,100人
海と川の水質検査実施回数	６回/年	６回/年
ばい煙測定事業所数	２事業所/年	２事業所/年
豊かな森づくり活動数	１活動	１活動
生物多様性保全のための活動	―――	１活動/年

■現状と課題

ごみの不法投棄については、不法投棄禁止看板の設置及び継続的な不法投棄パトロールを実施しているにも関わらず、海岸部や山間部の道路沿いに数多く見られる。現在、「環境月間清掃活動」と「海と川のクリーンアップ作戦」を実施し、毎年多くの市民が参加しているが、川の清掃場所をもっと増やすべきとの意見もある。

また、産業廃棄物処分場の建設阻止運動においてクマタカの生態調査が大きな役割を果たしたが、この経験が環境保全策に活用されていない。

■対象

市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：環境月間清掃活動（６月）及び「海と川のクリーンアップ作戦」への参加

行政：ごみの不法投棄の継続的な監視及び啓発、「海と川のクリーンアップ作戦」の実施、クマタカ等の 猛禽類等生態調査等を活用した生物多様性保全のための施策の検討。

■事業の目標設定

環境保全活動のうち、「環境月間清掃活動」及び「海と川のクリーンアップ作戦」については、新たな実施場所を含め、市民が参加しやすい方策を検討し、参加者数の増加を目指す。環境調査については、水質検査、ばい煙濃度測定等により継続的な監視を行う。生物多様性の保全については、既存の調査の活用等により現状把握を行ったうえ、どのような活動ができるか検討を行う。

■主な事業

・環境保全活動の実施
・環境調査の実施
・豊かな森づくりの推進
・生物多様性の保全

（２）水源のかん養機能の向上

■目的

健全な水循環機能を維持・増進するために、水俣川上流域と下流域が連携し、水源かん養機能*の向上を図ることで、清浄な飲料水を安心して飲用できるようにするとともに、水質監視の強化により、将来にわたり、安全でおいしい水の供給に努める。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
愛林館における森づくり活動参加者数	1,400人（累計）	1,600人（累計）
水源の保全・保護に関する啓発活動	1回/年	1回/年
簡易水道・飲料水供給施設連絡会議の実施	1回/年	1回/年

■現状と課題

将来的に清浄・豊富で安全な水が供給されるために、水源地の水質保全を図るとともに、毎年水質検査計画を見直し、水質監視を強化することが求められる。

また、簡易水道等を含め地震や異常 渇水等の災害に備える観点からも、水源かん養機能を向上させる必要がある。

■対象

市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：水俣川上流地域の住民とその他の地域の住民が共通認識をもち、協力して実施する。

行政：広報活動の実施、簡易水道等に対する指導監督の実施

■事業の目標設定

住民に水資源の有限性を認識し大切に利用してもらうために、「水道月間」である６月に広報活動を行う。地域住民により管理されている簡易水道等については、水源等の保全に必要な事項について水俣保健所等と協力して指導監督を実施する。愛林館における水源部の間伐・植林活動を推進する。

■主な事業

・水源の保全・保護

・水源かん養機能の向上推進事業

*森林の土壌が雨水を貯えて河川に流れ込む水の量を安定させ、洪水や渇水になるのを防ぎ、また、その過程で水質を浄化する働き

（３）公共用水域の水質保全

■目的

健全な水循環の保全と水環境の整備、公衆衛生の向上及び居住環境の改善を図る。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
汚水処理人口普及率*	64.25%	68.40%

■現状と課題

汚水分の公共下水道管路については、認可区域の約 90%の整備がなされている。

今後も、下水道接続の推進を行っていくが、近年の人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ全体計画の見直しを行い計画区域の縮小を計画していることから、計画区域外への合併浄化槽設置を促進する必要がある。

また、終末処理場等施設の老朽化に伴う更新工事が必要とされる。

■対象

市民、下水道施設

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民（事業所、地域、団体を含む）：下水道への接続、合併処理浄化槽設置への転換

行政：下水道への接続推進・合併処理浄化槽設置の推進、下水道施設等の適切な改築更新

■事業の目標設定

河川に流れてくる一般家庭、事業所からの排水の浄化を推進していくため、汚水処理人口普及率を平成 29 年度までに 68.40%を目指す

公共下水道処理区域については、水洗化促進を図り、区域外については合併処理浄化槽の普及を図る。

■主な事業

・下水道への接続推進
・合併処理浄化槽設置への転換推進
・施設の長寿命化計画を基にした効率的な改築更新による維持管理保全事業

*「公共下水道処理区域内における人口」及び「公共下水道処理区域外における合併処理浄化槽設置人口」を総人口（現状値＝現況人口、目標値＝将来人口）の割合で表したもの。

（４）花と緑のまちづくり

■目的

良好な生活環境の形成とヒートアイランド現象の緩和を目指し、住民主体での花と緑のまちづくりを推進していく。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
「住民でできる公園管理」委託箇所事業	7箇所	11箇所
中尾山コスモス会主催によるコスモス祭り開催数	年１回	年１回
花いっぱい運動の配布団体数	69団体	78団体

■現状と課題

湯の児海岸線や水俣川沿いの桜並木は植樹から40年以上が経過し、樹勢の衰えやシロアリによる被害が深刻であり、再生活動が必要である。

また、地域全体を花と緑のまちにしていくには、各地域や家庭、関係団体による自発的な花いっぱい運動等が重要となるので、それらの活動を支援するとともに、四季を通して花や緑を楽しむことができる基盤となる施設の整備を図る必要がある。

■対象

市民、自治会、団体など

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：公園の維持管理のボランティア活動（アドプト制度*）、桜守会・中尾山コスモス会等を中心とする植樹、管理活動等、花いっぱい運動への参加

行政：桜並木の再生、公園の整備・管理、市民活動の支援

■事業の目標設定

自治会等が中心になって行う「住民でできる公園管理」の定着を図り、委託箇所数の増加を目指す。

また、中尾山コスモス会による、コスモス園整備の成果としてのイベント開催を支援し、市民主体の活動の促進を図るため、今後もコスモス祭りの開催を継続して行うことを目指していく。

さらに、市内一円に花が咲く光景が見えるよう、花いっぱい運動時の配布団体数の増加を目指す。

■主な事業

・桜並木再生事業
・花いっぱい運動
・桜守会、中尾山コスモス会等市民活動の支援
・花のまちづくり百景事業
・都市公園自然資源リサイクル実証実験事業
・中尾山公園水道施設整備事業

*行政が、道路、公園、河川などについて、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度のこと。

施策４　環境学習都市づくり

水俣病の経験と教訓を活かした「環境モデル都市づくり」の取り組みの国内外への発信や、海・山・川の自然環境等、水俣地域全体をフィールドとして活用した環境学習を展開し、環境学習都市づくりを推進する。

このことを通じて、自らの暮らしを見つめ、地域社会に根ざし、さらにそこから地球規模の課題に対し、自ら考え行動できる人材を育成することにより、持続可能な社会づくりに貢献するものとする。

（１）公害・環境学習の拠点づくり

■目的

ここでは、エコパーク水俣一帯を、水俣病を教訓とした公害・環境学習の拠点とし、水俣病の経験を風化させることなく、公害の原点といわれる水俣病の貴重な資料を収集保存するとともに、水俣病の歴史、水俣病に関する知識、現状、水俣病被害者が受けた差別や痛みなどを紹介することで、水俣病に対する正しい理解を促し、環境を守り、過去から未来に継承することの大切さについて学習する場を提供する。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
水俣病資料館入館者数	40,573人	54,000人
語り部の講話の聴講者数	24,372人	25,000人
ビデオ・ＤＶＤ貸出数	322本	330本
ホームページアクセス件数	114,565件	120,000件

■現状と課題

水俣病資料館は、平成17年度から、熊本県が小学５年生を対象に実施する「水俣に学ぶ肥後っ子教室」（平成23年まではエコセミナー）の受入れを行っており、来館者の約６割を小中学生が占めている。しかし、展示内容は文字や新聞記事が中心であり、小中学生には理解しづらいため、大人数の場合には通路に人があふれ、見学も容易でない現状にある。そこで、展示内容を見直し、わかりやすくするとともに、新たな資料の充実、展示場所の拡充や動線の見直しを図り、併せて新たな技術の導入等を検討する必要がある。

また、特に市内在住者の来館者が少ない傾向にあるので、市内在住者が訪れやすくなるような来館を促す工夫が必要である。

未だ払拭されない水俣病に対する差別や偏見をなくしていくために、上記の取り組みと併せて、国や熊本県、関係者と連携し、取り組みを進めていかなければならない。

■対象

来館者、水俣病や環境問題、地域づくり等に関心がある者

■実施主体（市民と行政の役割分担）

水俣病資料館、水俣病資料館語り部の会：隣接する熊本県環境センター、国立水俣病情報センターと連携し、水俣病と環境を学ぶ場を提供する。

■事業の目標設定

市内在住者の来館を促すための広報、小学生の来館が多いので小学生にも理解できる展示と説明を心がけるとともに、水俣病に関する図書資料、パネル、写真などの充実、企画展の実施により、入館者数、講話の聴講者数、ビデオ・ＤＶＤの貸出本数、ホームページアクセス件数の増加等を目指し、目標値を設定する。

■主な事業

・水俣病教訓発信事業
・水俣病関連情報発信事業

（２）公害・環境学習プログラムの充実

■目的

本市は、水俣病の経験と教訓をもとに環境モデル都市づくりを推進しているが、その経験や取り組みを国内外に発信し、普及・拡大させるために、積極的に視察研修の受け入れを行う。また、海・山・川の自然環境等、水俣地域全体をフィールドとして活用した環境学習プログラムを展開し、環境モデル都市づくりを学び伝えていくための“学びの場”や、自らの暮らしを見つめ、地域社会に根ざし、さらにそこから地球規模の課題に対し、自ら考え行動できる“人材育成の場”をつくっていく。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
みなまた環境大学セミナー（開催及び受講者数）	54人/年	68人/年
環境モデル都市市民講座（開催及び参加者数）	４回/年　35人/年	６回/年　60人/年
視察研修の実施受入れ（団体数及び人数：環境モデル都市推進課対応分）	46団体　614人	50団体　700人

■現状と課題

本市は、水俣病の経験と教訓を活かした取り組みを学び伝える環境学習都市を目指しており、これまで各種セミナー、研修、講座等の実施により、国内外から多くの視察研修を受け入れている。環境教育旅行や研修については民間団体においても受入やプログラムの実施、誘致活動等が行われており、互いに協働しながら推進できている。

なお、みなまた環境大学*セミナーにおいては、各プログラム実施団体の活動がさらに広がるよう図っていく必要がある。

今後も、新たな環境学習拠点との連携や、参加者の多様なニーズを把握しながら各種環境学習プログラムの充実を図ることにより、本市の目指す環境学習都市の推進を図る必要がある。

■対象

市内外（全国・海外を含む）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：各種セミナーや講座への参加、市民講師としてのプログラムへの参画

行政：みなまた環境大学実行委員会による市内外向けセミナーの開催、市民向け講座の実施、視察研修の実施受入れ等、環境学習プログラムの充実

■事業の目標設定

みなまた環境大学セミナーや環境モデル都市市民講座、視察研修の実施受入れ等、年間を通じて市内外の参加者の多様なニーズに応えたプログラムを準備・開催し、参加受講者数を増やしていく。

■主な事業

・みなまた環境大学セミナーの実施
・環境モデル都市市民講座の実施
・視察研修の実施受入れ

*水俣市内全域をフィールドとしたキャンパスのない大学をコンセプトとし、参加者は、水俣病の教訓や環境モデル都市づくりを学ぶ。

（３）高等教育・研究活動拠点施設の整備

■目的

水俣病の経験を教訓にして取り組んできた水俣市のまちづくりは、さまざまな研究者等により多く研究されている。これまで蓄積された様々な経験や取り組み、得られた知識や知恵を体系化・普遍化し、国内外に発信、提示することは、持続可能な社会構築に向けた課題解決策として役立てることができる。

また、水俣市が持つネットワークなどを活かし、更に発展させることで地域の環境価値の向上を通じた地域経済・産業基盤の強化を図るため、水俣の地域資源と外部からの資源（知見、技術等）を結びつけ、様々な連携を促し、まちづくりや産業技術の研究・開発及び持続可能な社会構築に資する人材育成等へつなげていくために、高等教育・研究活動の拠点となる施設整備等を行う。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
集中講義等の受入	実績なし	３件
拠点施設の整備、運営	実績なし	１件

■現状と課題

水俣市はその歴史的背景から、国際的な知名度があり、また多くの研究者が訪れている。

しかしながら、その研究成果やこれまで蓄積された資料等については体系的にまとめられておらず、また、現在行われている研究に対する支援についても、研究者等がそれぞれに持つネットワークに頼らざるを得ない現状がある。

これらを有機的に連携させ、かつ、得られた知識を体系化し、普遍化し、水俣市が持つポテンシャルを活かしてさらに発信していくことで、水俣における研究や連携を促進させ、地域振興に結びつける必要がある。

■対象

市内外（海外を含む）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：集中講義のほか教育・研究活動への協力（市民講師等）

事業者等各種団体：集中講義のほか研究活動への協力（市民講師等）、連携協議会への参加

行政：拠点施設の整備、運営。集中講義等コーディネート

■事業の目標設定

活動拠点となる施設整備と受入体制の整備を行い、大学院、研究室等の誘致及び集中講義、ゼミ等の受入を行う。

また、拠点施設を中心に大学等と市内の事業所等の地域振興等に資する連携を促進する。

■主な事業

・拠点施設及び運営体制の整備
・集中講義等教育･研究活動の受入
・産学官連携体制の整備と運営

政策Ⅱ

豊かさと活気を実感できるまち

施策１　定住化の促進

過疎化や少子高齢化が進み、田畑が荒れ、空き家が増加する中、地域の特性や資源を活かして、本市に住み続けたい、住んでみたい、住んで良かったと言われる住みよいまちづくりを目指して定住化を推進する。

（１）定住化の促進

■目的

定住化を促進することで、人口減少を抑制し、地域コミュニティや自然環境の維持につなげる。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
相談件数	５件	10件以上/年

■現状と課題

人口減少に歯止めがかからず、過疎化や少子高齢化が進んでおり、若者を雇用できる就職先が少なく、また、農業者等の後継者不足などにより荒廃農地や空き家が増加するなど、地域コミュニティや自然環境の維持が困難になりつつあるのが課題である。

■対象

市民及びＵＪＩターン*希望者

■実施主体（市民と行政の役割分担）

住民：市外転入者の受け入れ

行政：定住化に向けた環境整備

■事業の目標設定

ＵＪＩターンを希望する者が、円滑に定住化できるように、必要な情報の提供等を行うために相談窓口の充実を図り、市外からの相談件数を年間10件以上に設定する。

■主な事業

・ＵＪＩターン受け入れ体制の整備

・地域おこし協力隊事業の活用

*大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Ｕターンは出身地に戻る形態、Ｊターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Ｉターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

施策２　産業振興による経済の活性化（強い産業づくり）

日本経済は、長引く円高・デフレから抜け出ようとする明るい兆しが見られる一方、本市のような地方都市では、景気の回復を実感できないでいる。

本市の地域活力の向上のためには、経済・雇用情勢の改善は喫緊の課題であり、将来を見据えた戦略的な産業振興による経済の活性化を目指していく。

また、全国的に２万社以上存在し、本市にも複数存在する創業 100 年以上の企業について、事業承継の仕組みや事業運営の方法等も参考にしつつ、既存の産業振興に資する制度等の活用・見直しも図りながら、強い産業「100 年続く産業」づくりへの基礎固めを行う。

（１）地場企業の「企業力」強化による産業の振興

■目的

本市にとって地場企業は経済の根幹であり、地域経済と雇用を支える重要な存在である。地場企業の活力を引き出すことは、本市の経済活動を活性化させるために不可欠であり、地場企業が厳しい内外環境を勝ち抜く力「企業力」を高めるための支援を行い、事業拡大や新事業展開、水俣の特性を活かした新産業創出と雇用の創出を図る。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
企業マッチング等による事業化、第二創業案件	―――	10件*
水俣市地場企業新産業･雇用創出促進補助金活用案件	０件	10件（新規雇用30人）*

＊4 年間の延べ数

■現状と課題

各企業の「企業力」を高めるためには、経営力強化と既存事業の高度化・高付加価値化、新事業展開、企業間の連携、販路拡大などが重要であるほか、優秀な人材や後継者の育成・確保も重要である。

そのため、施設の新設や増設等に伴う支援制度（市税の優遇措置、雇用奨励金、施設整備補助金）や市の融資制度を始めとして、企業が主体的に行う、経営力・競争力強化に資する積極的な事業展開を支援している。今後は、各施策や取り組みが相互に関連しながら、連続的かつ継続的に展開され、モノづくり・コトづくり*、人づくり、新しい事業展開、販路の開拓など各企業の体力や成長段階（ステージ）に合わせた支援制度を再構築していく必要がある。

併せて、市としての産業振興の方向性を検討し、官民が一体となって取り組んでいくスキームづくりが重要である。そのため、「水俣市産業振興戦略（仮）」を策定し、より効果的かつ具体的な取り組みを推進していく必要がある。

*ここでは、「モノづくり」＝新しい物を作り出す、今までの物に磨きをかけ価値を高める、「コトづくり」＝新たなサービスや新たな事業を作り出す、という意味で使っている。

■対象

地場企業

■実施主体

地場企業：経営力強化、企業間の連携、販路拡大、人材育成等

行政：関係機関（商工会議所、金融機関、各大学等、各産業支援機関、その他専門家等）との連携･協力、各種支援

■事業の目標設定

企業マッチング等による事業化、第二創業案件として、第２期基本計画の期間中に 10 件を目標として取り組む。

また、水俣市地場企業新産業・雇用創出促進補助金活用案件を、同じく 10 件、新規雇用 30 人を目標とする。

■主な事業

・地場企業の「企業力」強化の取り組み（経営・企画力、モノづくり・コトづくり力、人づくり力）と雇用確保

・水俣市産業振興戦略（仮称）の策定

（２）地場企業への支援体制の構築

■目的

地場企業の「企業力」を高めるための支援を行っていくには、市の各種助成・融資制度等の取り組みと併せて、市以外の国・県・他団体の各種助成・支援制度の活用や関係機関等との連携が必要となる。そのため、水俣市企業支援員によるコーディネートを核とする支援体制を再構築し、あらゆる角度から地場企業の支援を図る。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
水俣市企業支援センター等の相談・支援件数	60 件/年	70件/年(延べ280件*)

＊4 年間の延べ数

■現状と課題

地場企業支援については、これまで平成 24 年６月に設置した水俣市企業支援センター等を中心に、企業訪問や各種支援を行ってきたが、「企業力」を高めるためには、経営力・競争力強化から生産・業務改善、新事業展開、企業連携促進、販路開拓、人材育成に至るまで一貫した支援が必要であり、今後は更に関係機関等（商工会議所、金融機関、教育・研究機関、産業支援機関、その他中小企業診断士等の専門家）との連携、あらゆる情報や研究・支援・補助制度等を活用した支援体制を整えていく必要がある。

なお、みなまた環境テクノセンターについては、より地場企業への支援強化を図る上で、関係機関との連携のあり方等も含め施設の機能強化を図る必要がある。

■対象

地場企業

■実施主体

行政：関係機関（商工会議所、金融機関、各大学等、各産業支援機関、その他専門家等）との連携･協力、各種支援

■事業の目標設定

水俣市企業支援センター等におけるコーディネート活動や相談・支援活動の指標として、累計の相談・支援件数を挙げ、第２期基本計画期間中に 70 件/年（述べ 280 件）を目標とする。

■主な事業
・水俣市企業支援センターの強化と企業支援組織体制の構築
・みなまた環境テクノセンターの機能強化

（３）環境・エネルギー産業の育成

■目的
市民と協働で行ってきたごみの高度分別等の「環境」への取り組みを産業に結びつけ、地域経済の活性化につなげようと平成 13 年２月に国からエコタウンプランの認証を受けた。
こうした取り組みを踏まえ、環境首都にふさわしい環境関連産業の集積とエコタウン企業の事業高度化を支援し、全国小中都市のモデルとなるような持続可能な環境と経済の循環モデルの構築を図る。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
環境関連事業への支援案件	０件	４社*
地場企業の環境関連投資への支援	―――	４億円*

＊４年間の延べ数

■現状と課題
みなまたエコタウンにおいては、平成 13 年度から平成 17 年度にかけて９社の環境関連企業が進出し、平成 19 年度においては雇用者数も 236 人であったが、平成 18 年に１社、平成 21 年 12 月に１社が倒産し、企業数・雇用者数ともに減少している。
今後は、エコタウン企業の既存施設や基盤の能力を最大限活用しながら環境保全効果や地域活性化効果を増大する方策（エコタウン企業の高度化）への支援やエコタウン企業間の連携、他のエコタウンとの連携、その他企業との連携等による新たな事業展開も支援していく必要がある。
また、みなまたエコタウンの情報発信等を通じて、市民への理解を深めることの重要性も指摘されている。
さらに日本の環境首都として包括的な支援を展開していくため、環境関連産業の育成、環境関連企業の立地促進、地場企業の環境配慮型の取組支援を図っていく。その際、国のエネルギー政策の方針も踏まえつつ、創エネ・省エネの取り組みも検討・支援していく必要がある。
■実施主体
事業者（エコタウン企業等）：環境関連企業の高度化、企業間連携等
行政：エコタウン企業等への支援
■事業の目標設定
環境関連事業への支援案件として、第２期基本計画期間中に累計４社を目標とする。
また、地場企業の環境関連投資への支援推進目標として、投資額累計４億円を目標とする。
■主な事業
・エコタウンの支援（事業高度化、企業間連携の促進、エコタウンのＰＲ等）
・他のエコタウンとの連携･協力体制の構築
・産業振興につながるエネルギー関連事業の検討
・企業の環境関連投資への優遇措置

（４）企業誘致による産業の振興

■目的

企業誘致の実現は、地域への活性化効果（生産・雇用・税収増等）が比較的短期的に実現されることから、今後も継続的な誘致活動の展開を図る。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
立地企業数	０社	２社*
立地企業による雇用者数	０人	20人*

＊4年間の延べ数

■現状と課題

企業誘致については、企業の海外展開や景気動向、本市の各種条件からも難しい状況があるが、今後もあらゆる機会を通じて、企業情報を収集・交換し、市の支援・優遇措置等の情報発信も行いながら企業誘致活動に取り組む必要がある。

また、これまでの企業誘致活動に加え、企業が立地選定先の決め手と考える条件である交通アクセス、周辺の住環境、労働力確保の容易さ、産業集積度、助成制度、インフラ整備等の課題についても併せて取り組んでいく必要がある。

また、立地企業への支援、フォローアップの充実を図り、地場企業とともに本市の企業として継続した支援を行っていく必要がある。

■実施主体

行政：水俣商工会議所、みなまた環境テクノセンター等の関係機関と連携しての実施

■事業の目標設定

企業誘致活動の成果の指標として、第２期基本計画期間中の新たな立地企業数２社を目標とする。

また、これに伴う新規の雇用者数 20 人を目標とする。

■主な事業

・誘致企業への支援、フォローアップの充実

・企業誘致対策の継続と推進

施策３　観光振興を経済の柱に

九州新幹線の全線開業、南九州西回り自動車道の建設が進む中で、水俣観光の再生を図るため、湯の児、湯の鶴温泉の観光地としての基盤整備を推進するとともに、エコパーク水俣等を活かし、地域主導型観光を推進する。

（１）観光ＰＲ、観光素材の磨き上げ

■目的

湯の児温泉・湯の鶴温泉・エコパーク水俣をはじめ、観光入込客数を調査している各種施設での交流人口増加を目指す。

指　　標	平成24年度（現状値）※	平成29年度（目標値）※
観光入込客数（宿泊及び日帰　総計）	436,978 人	481,000人

■現状と課題

湯の児温泉及び湯の鶴温泉のハード整備、九州新幹線全線開業、道の駅みなまた及びバラ園の整備とともに、観光ＰＲやイベントを実施することにより、水俣を訪れる人が増加した。

今後も本市の温泉街や観光施設を活かし、関係機関と連携しながら、継続して情報発信やイベント等に取り組んでいく必要がある。

また、新しい切り口での水俣のイメージアップ、食や温泉を中心とした新たな観光資源の開発や磨き上げ、特産品の新商品開発、イベント開催を支援していくことで、交流人口の増加を図ることが必要である。

■対象

地域事業者、旅行事業者（プロデュース及び営業代行）

■実施主体（地域事業者、旅行事業者、行政の役割分担）

地域事業者：土産・食等新たな観光資源の開発や磨き上げ、おもてなし改善
旅行事業者（プロデュース及び営業代行）：　観光ＰＲ及びセールス活動代行
行政：ハード整備や充実、イベント支援

■事業の目標設定

水俣市観光入込客数を現状値(平成24年)436,978人から､10年前(平成14年)の入込客数481,000人に増加（10％増加）させることを目標とする。

■主な事業

・観光ＰＲ、セールス活動
・着地型旅行商品の開発
・広域観光連携による誘客
・おもてなし改善
・観光物産協会の組織強化
・新たな水俣イメージづくりによる観光振興策の検討

*指標「観光入込客数」については、「熊本県観光統計調査」より出典。「熊本県観光統計調査」については、年（１～12月）で集計を行うため、各年度で把握できる数値を設定する。平成24年度（現状値）＝平成24年熊本県観光統計調査の数値、平成29年度（目標値）＝平成28年熊本県観光統計調査の数値とする。

（２）魅力ある湯の児温泉づくり

■目的

恵まれた温泉、癒しのマリンビュー（景観）、海の幸等の地域資源を最大限活かしながら、観光客のニーズに即した観光地づくりを進め、湯の児温泉の再生につなげていく。

指　　標	平成24年度（現状値）※	平成29年度（目標値）※
観光入込客数（旅館宿泊者数）	37,947 人	42,000人
観光入込客数（日帰り者数）	80,469 人	89,000人

■現状と課題

平成 11 年には湯の児温泉旅館の宿泊者は 10 万人を超えていたが、平成 20 年以降の調査では４万人を割っている。これは、旅行形態の変化によるグループ旅行の減少や新たな観光地の台頭による競争の激化が原因と思われる。

このような状況を踏まえ、観光客のニーズに応じて「おもてなし」や地元の食材を用いた料理、遊びといった既存の要素をレベルアップさせながら、それらを、最大の魅力であるマリンビューや温泉と結びつけ、湯の児全体で観光客の誘致に取り組むことが求められる。

■対象

地域事業者、漁業関係者、観光物産関係者、アウトドアスポーツ関係者、地域住民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

地域事業者（旅館関係者）、漁業関係者、観光物産関係者、地域住民：ソフト面の充実

アウトドアスポーツ関係者：マリンスポーツの充実と普及促進

行政：まちなみづくり、観光客受入れのためのハード整備、ソフト面充実のための地元支援

■事業の目標設定

観光入込客数については、まずは現状維持を目指し、今後４年間で旅館宿泊者、日帰り者とも約10％増を目標値と設定する。

■主な事業

・水俣市観光振興計画「湯の児育て」に基づく湯の児島周辺地域の整備
・湯の児育てをテーマにした滞在型メニューの開発
・海の幸や不知火海の景観を活かした旅行商品の開発
・環境モデル都市にふさわしい安心安全な食材を使ったメニューの提供
・水俣市都市再生整備計画に基づく整備

*指標「観光入込客数」については、「熊本県観光統計調査」より出典。「熊本県観光統計調査」については、年（１～12月）で集計を行うため、各年度で把握できる数値を設定する。平成24年度（現状値）＝平成24年熊本県観光統計調査の数値、平成29年度（目標値）＝平成28年熊本県観光統計調査の数値とする。

（３）湯の鶴癒しのむらづくり

■目的

湯の鶴の恵まれた地域資源を磨き上げ、魅力的な観光地づくりを行うことで、市外からの 誘客を図り、湯の鶴温泉の再生を目指す。

指　　標	平成24年度（現状値）※	平成29年度（目標値）※
観光入込客数（旅館宿泊者数）	5,416 人	6,000 人
観光入込客数（日帰り者数）	23,961 人	27,000 人

■現状と課題

古くは湯治場として、17 軒の旅館が立ち並び、３万人以上の宿泊客で賑わっていた湯の鶴温泉だが、旅館の廃業等により宿泊客数は減少を続け、平成 24 年度は 5,416 人まで減少している。

現在、湯の鶴では、湯治宿が１軒、観光旅館が３軒、日帰り専用施設が１軒の計５軒が観光客を受け入れているのみである。湯の鶴は山間の風景・川・滝など自然に恵まれた温泉地であるが、その素材をじゅうぶん活用できていないのが現状である。

平成 24 年に開業した湯の鶴観光物産館「鶴の屋」を温泉街の振興拠点として、今後、良質の温泉、地元産の安心・安全な食材、山間のひなびた温泉情緒を活かし、観光客の誘致に地域全体で取り組むことが必要である。

■対象

地域事業者、観光物産関係者、頭石村丸ごと生活博物館関係者、地域住民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

地域事業者（旅館関係者）、観光物産関係者、頭石村丸ごと生活博物館関係者、地域住民：
ソフト面の充実

行政：まちなみづくり、観光客を受け入れるためのハード整備、ソフト面充実のための地元支援

■事業の目標設定

観光入込客数については、旅館宿泊者数・日帰り者数とも約 10%増を目標値として設定する。

■主な事業

・湯の鶴観光振興計画「こころあたたまる里山のむらづくり」に基づく景観整備
・紅葉祭、ものづくり体験等の地域イベントの醸成
・里山、山間の景観を活かした旅行商品の開発
・自然･文化･農林業を学ぶことができるクラフトビレッジ事業*の推進
・環境モデル都市にふさわしい安心安全な食材を使ったメニューの提供

*指標「観光入込客数」については、「熊本県観光統計調査」より出典。「熊本県観光統計調査」については、年（１～12月）で集計を行うため、各年度で把握できる数値を設定する。平成24年度（現状値）＝平成24年熊本県観光統計調査の数値、平成29年度（目標値）＝平成28年熊本県観光統計調査の数値とする。

*湯の鶴地区において、廃校を活用したクラフト教室等を通じ伝統技能の継承を行うとともに、空家等を活用し工芸アートの工房と住居を提供し、地域の振興や若者の定住化を目指す事業。

（４）エコパーク広域交流拠点づくり

■目的

エコパーク水俣を交流拠点として位置づけ、交流人口の増加を目指す。

指　　標	平成24年度（現状値）※	平成29年度（目標値）※
みなまた物産館まつぼっくり	166,736 人	184,000 人
エコパーク水俣（バラ園・公園・スポーツ施設）	195,174 人	215,000 人
市外参加者を含むスポーツ大会の入込客数	13,872 人	16,000 人

■現状と課題

平成 21 年に「道の駅みなまた」の開駅、バラ園のグランドオープンなどがあり、エコパーク水俣を訪れる人が増加した。平成 23 年に九州新幹線全線が開業したが、平成 30 年度に西回り自動車道水俣ＩＣ開通が見込まれ、鹿児島県側でも出水市や阿久根市で数年内にＩＣ開通が予定され、高速自動車道の利便性が向上していくことが見込まれる。これらは、日帰り行動圏の範囲増加、交流人口の増加に結びつくものであり、道の駅みなまた及びエコパーク水俣バラ園等の施設を本市の重要な広域交流施設として位置づけ、関係機関と連携しながら、情報発信やイベント等に取り組み、交流人口の増加を目指す必要がある。

■対象

地域事業者、観光物産関係者

■実施主体（市民と行政の役割分担）

地域事業者、観光物産関係者：バラの開花時期に合わせたイベントの企画、実施等

エコパーク水俣指定管理者：バラ園の管理運営、整備等、道の駅みなまたの管理運営

行政：道の駅みなまたの整備やイベントの支援

■事業の目標設定

みなまた観光物産館まつぼっくりとエコパーク水俣バラ園の相互利用者を増加させ、市外からの参加者を含むスポーツ大会への入込客数と併せて、現状値より約 10％増加させることを目標とする。

■主な事業

・ローズフェスタ等のイベント事業
・道の駅みなまたの整備及び管理運営事業
・まつぼっくり管理運営事業
・スポーツイベント、合宿等の誘致

*指標「観光入込客数」については、「熊本県観光統計調査」より出典。「熊本県観光統計調査」については、年（１～12月）で集計を行うため、各年度で把握できる数値を設定する。平成24年度（現状値）＝平成24年熊本県観光統計調査の数値、平成29年度（目標値）＝平成28年熊本県観光統計調査の数値とする。

施策４　農林水産業の振興

農林水産業については、持続的生産活動を維持するために、様々な基盤整備を進め、安心安全な農産物づくり、地産地消の推進、水俣ブランドの確立、間伐の促進、栽培漁業の振興等を図る。

（１）土地基盤、施設等の整備

■目的

水田や畑、森林等の農林業生産の基盤となる農林地の整備を進めることで、農林業の作業効率の向上を図り、労力軽減による低コスト化を実現することで、収益の増大を目指す。

また、生産段階においてはハウス施設、果樹棚・防風網等の整備、共同利用機械の導入、水源確保を進め、収益性と作業効率を向上させ、農家所得の増加を図る。

さらに加工・流通段階では、荒茶工場の計画的な更新・再編による生産コストの削減・品質向上、果樹やサラダたまねぎの選果施設の再編・整備の段階的実施による流通コストの削減と販売体制の強化を図る。

水産業においては、水産物加工施設等、共同利用施設の整備を進め、漁業所得の向上を図る。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
水田の基盤整備率	11.7%	13.2%
林道の維持・管理	36,332m	維持・管理
作業道の維持・管理	42,314m	維持・管理
野菜用ビニールハウスの新規設置面積･戸数	８a・７戸	25a・30戸

■現状と課題

本市における農林地の基盤整備は、近隣市町村と比較すると低い水準にあり、不整形等による作業効率の悪さが農林業従事者の生産意欲の減退、耕作放棄地の拡大につながっており、持続的な生産活動の大きな妨げとなっている。施設等に関しては、国や県等の補助事業を最大限に活用して整備を行ってきたが、既に耐用年数が経過し老朽化が進んでいるものもあり、その更新にかかる費用が大きな課題となっている。

また、水産物の加工体制については、施設整備箇所の選定及び担い手となる漁業者等の組織づくりが課題となっている。

■対象

市内担い手、生産組織等

■実施主体（市民と行政の役割分担）

事業者（市内担い手、生産組織等）：行政の支援を受けながら整備する。

■事業の目標設定

営農省力化、生産性向上を図る上で、農地区画の整理・集積、用排水の確保等は不可欠であり、このような生産基盤整備を把握する有効な指標である水田基盤整備率を13.2%に設定する。

林道及び作業道については幹線部の整備はほぼ完了しているため、今後は引続き適正な維持・管理を行う。

また、今後の地産地消の推進に伴い、たまねぎ以外の野菜の生産・普及拡大を図っていくため、直売所や物産館等への安定的・周年供給体制の整備を進めることとし、屋根かけ型を含むビニールハウスの拡充を図る。

水産業については、アカモクを加工品として販売可能な状態まで確立することができたため、水産加工施設の整備を進めるとともに、販売体制、販路の確保等に努める。

■主な事業

・ほ場整備
・農･林道、作業道の整備
・共同利用機械の整備
・共同利用施設（選果場、茶工場、水産加工施設等）の整備

（２）担い手確保と新規参入者支援

■目的

農林水産業の持続的な維持・発展を図るため、後継者はもとより他業種からの新規参入希望者に対する支援体制等を整備するとともに、農林水産業の魅力をアピールすることで新たな担い手の確保・育成や耕作放棄地・遊休地の解消に努める。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
認定農業者数	78戸	86戸
年間新規参入者数	２戸/年	２戸/年

■現状と課題

既存従事者の高齢化、新規参入者等の減少により若年齢層の空洞化が見られ、担い手不足や耕作放棄地の増加等が懸念されている。

耕作放棄地については、農業の持続的な維持だけでなく、水源かん養や多種多様な生態系の保全という観点からも「農地を守る」ことが必要である。

■対象

市内担い手、生産組織等

■実施主体（市民と行政の役割分担）

事業者（関係団体）：農林水産業の実態に関する情報発信、技術提供

行政：支援体制の整備

■事業の目標設定

大規模な経営を営む専業農家を主体とする「認定農業者」は、本市の農業のリーダーとなる人材である。持続可能な生産を図るためには、新規参入者など若年層を中心とした新たな人材確保が必須であることから平成29年度における目標値を、認定農業者数86戸、年間新規参入者数２戸と設定する。

■主な事業

・農地賃貸借･売買促進に向けたシステム整備
・農業講座や体験機会の創出（受入体制の整備）
・新規参入者に対する支援体制の整備

（３）地産地消と“みなまたブランド”づくりの推進

■目的

消費者が求める食の安心・安全へのニーズや流通コストの削減等を目的として、地場産食材を、飲食店等へも計画的に出荷するなど、地域内での流通促進（地産地消）を図るとともに、市内物産館や農家直売所、農産加工所等の活性化を目指す。

現在、本市の基幹作物は果樹（かんきつ類）、サラダたまねぎ、茶があげられるが、これ以外にも、新規作物について導入を図っていく必要がある。

また、農林水産物を活用した新たな商品づくり（６次産業化*）に取り組んでいく。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
直売所（有人、物産館含む）の設置数	６箇所	７箇所
特産品づくりへの取組み	１品目	３品目

■現状と課題

本市は兼業、自給的農家が多いため、計画的な量・品質を確保することは、困難な状況にある。そこで、生産組織の整備を図りながら、集出荷体制を強化する必要がある。

また、本市の農林水産物は、水俣病の影響により「水俣産」というだけで消費者から避けられ、販売において大きな弊害を受けてきた経緯がある。水俣病を経験した水俣だからこそ、食の安心・安全を確保し、確かな品を消費者へ届ける行動を通じて、水俣産の農林水産物は、安心・安全であるとの諸費者へのブランドイメージを高める必要がある。

現在の本市の農産物主要３品目（果樹、たまねぎ、茶）については、生産者や関係団体等の努力により、「みなまたブランド」といえる作物になってきたため、これらの作物の更なるブランド化と、新たな作物のブランド化を目指す必要がある。

また、農畜産物に高い付加価値を付け、生産者が高い所得を得るため、いわゆる６次産業化による新商品づくりにも取り組んでいく必要がある。

■対象

市民、市内担い手、生産組織、関係団体、物産館等

■実施主体（市民と行政の役割分担）

事業者（市内担い手・生産組織）：生産
事業者（市内企業・関係団体等）：流通
行政：体制づくり

■事業の目標設定

直売所は、生産者と消費者とのふれあいの場で、各地域の特色を生かした交流の場になっており、今後更に地域の活力向上を図っていくために、直売所の設置数の増加を図る。

水俣の気候・風土、地域性、豊かな地域資源等を活用し、観光や環境教育、農村体験等の取り組みと連動した産業づくりを目指し、既に水俣で栽培されている農産物についても、新たな可能性を検討し、新規作物の導入を含めた特産品づくりへの取組みを行い、平成29年度までの目標品目数を３品目と設定する。

また、６次産業化による新たな商品づくりを推進する。

*６次産業化：農林水産物の生産（１次産業）だけでなく、食品加工（２次産業）、流通・販売（３次産業）まで生産者が主体的・総合的に関わろうとする新しい経営形態のことで、１次＋２次＋３次、または１次×２次×３次で６次産業とする。

■主な事業
・改植等の促進
・新規作物の導入
・環境保全型農業の推進
・出荷組織の支援･体制強化
・みなまたブランドのＰＲ
・農林水産物を活用した新たな商品づくり（６次産業化）

（４）組織体制の強化

■目的
個々の農林漁業経営体の確保・育成とともに、互いに補完し合いながら限られた労働力で生産力を高める「集落営農*」体制や、伐採・間伐等を請負う担い手による組織の整備を図り、農山漁村集落の継続的な活動の維持・環境保全に努め、「６次産業化」に向けた組織づくりを含め、活力ある地域づくりを目指す。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
集落営農組織数	２組織	４組織
林業担い手による組織数	１組織	１組織

■現状と課題
集落営農組織については、現在、越小場地区、久木野地区に２組織が整備されているが、他地域からの農作業の依頼が増加傾向にあることから、各地域・集落単位での組織化と体制整備が必要である。
■対象
市内担い手、生産・集落営農組織等
■実施主体（市民と行政の役割分担）
事業者（市内担い手、生産組織、農林業団体等）：地域、集落単位での組織化
行政：組織整備の支援
■事業の目標設定
生産者の高齢化や担い手不足が進む経営体では、集落営農組織による農作業の補完が必要であり、今後も育成すべき組織であることから、平成29年度の目標値を４組織に設定する。
また、森林管理においては、個々の林家では手入れが行き届かなくなっているのが現状であり、その作業を担う組織をつくることは低コストによる経営や人材確保の効果があると思われることから、現在の組織を維持する。
■主な事業
・集団営農組織化の支援
・伐採等の担い手組織支援

*集落営農：主に集落を単位として生産工程の全部、または一部に取り組む組織。

（５）元気村づくりの推進

■目的

農山漁村地域において、自然と生産と暮らしがつながり、新しいものをつくる力のある、元気な村づくりを推進する。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
村まるごと生活博物館*指定地区数	４地区	４地区
指定地区における商品開発	５品	13品（２品/年）

■現状と課題

本市の農山漁村地域においては、高齢化・過疎化の進行が顕著で、条件不利地を中心に耕作放棄地が拡大するなど農業生産活動の停滞と集落機能の低下が心配されている。このような現状を考慮し、地域の自治を高め、住んでいる人・地域・経済が元気で、持続可能な村づくりの推進が求められる。

■対象

市民（村丸ごと生活博物館指定地区住民、その他住民）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：元気村づくりの推進

行政：元気村づくりの指針策定、元気村づくりに関わる自主的活動の支援

■事業の目標設定

村丸ごと生活博物館の指定地区の活動内容の充実を図り、平成 29 年度までの商品開発数を８品（２品/年）と設定する。

■主な事業

・元気村づくり推進事業

*地域固有の風土と暮らしの醸し出す佇まいを風格あるものにし、地域社会の発展に寄与するため、地区の自然や生活文化遺産、産業遺産などを確認し、保存、育成、修復を図るとともに、生活環境の保全、再生、創造を行っている地区で、水俣市長に指定された地区

（６）豊かな漁場づくり

■目的

沿岸海域における水産資源の増殖を推進するため、ヒラメ、クルマエビ、ガザミ、アワビ、カサゴ、ヨシエビの種苗等を計画的に育成・放流する。

また、環境の変化によって減少した藻場を再生し、かつての「豊饒の海」を取戻すことにより、漁業生産の維持、増大を図る。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
海藻の収穫量	30ｔ	45ｔ
マダイの放流量	8,000尾	8,000尾
ヒラメの放流量	45,000尾	45,000尾
クルマエビの放流量	200,000尾	200,000尾
ガザミの放流量	63,000尾	63,000尾
アワビの放流量	10,000個	10,000個
カサゴの放流量	30,000尾	30,000尾
ヨシエビの放流量	100,000尾	100,000尾

■現状と課題

ヒラメ、クルマエビ種苗の中間育成後の放流、マダイ、ガザミ、アワビ、カサゴ、ヨシエビ種苗の直接放流を実施しており、水産資源の増殖・安定的な漁獲を目指し、今後も継続して取り組む必要がある。

また、藻場の造成については、魚のい集効果等の一定の成果を得ているが、今後は、藻場を維持していくとともに、海藻の生産を漁業者の所得向上につなげることが必要である。

■対象

水俣海域、水俣市漁業協同組合員

■実施主体（市民と行政の役割分担）

事業者（水俣市漁業協同組合、熊本県栽培漁業地域展開協議会）：計画的な育成と放流、海藻の生産

行政（水俣市）：事業の支援、推進

■事業の目標設定

各種苗の放流量について、平成 24 年度の現状値水準を維持し、自ら作り育てる栽培漁業を継続していく。

また、海藻の収穫量については 1.5 倍の収穫量を目指す。

■主な事業

・栽培漁業の推進
・藻場造成

施策５　商業の振興

商店街の賑わい、活気は、地域全体の賑わい、活気に大きく影響を与える。そこで、商店街への入り込み客数や買い物客数の増加を図り、売上高を増加させるため、フラワースタンプ導入店舗数の増加を図り、各店舗の連携を推進する。また、商店街で毎年開催されている春祭りや土曜夜市等の内容の充実を図るとともに魅力ある商店街の形成に努める。

さらに、市内の各商店会をはじめ、水俣市商店会連合会の取り組みに対し、意見交換や人的・経済的、あるいは広報宣伝等により支援を行う。その他、「スイーツのまちづくり実行委員会」や「水俣チャンポン探究会」等のまちづくり団体に対しても広報宣伝等で支援する。

（１）活気ある商店街づくり

■目的

商店街のそれぞれの店舗が独自に行っている事業展開を、市内商店街の多数の商店が加盟しているフラワースタンプ事業部が核となり、総合的に推進することによって、商店街全体の振興につなげる。

また、空き店舗を活用して事業展開を考えている個人事業者を支援するため、空き店舗出店者に対して家賃補助を行う。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
フラワースタンプ加盟店数	58店舗	毎年１店舗増加
空き店舗出店者数	30店舗	毎年１店舗増加

※現状値については、平成 15 年度からの累計

■現状と課題

近隣市町への大型店舗の進出により、市内商店街の店舗の売り上げが減少したり、経営者の高齢化により、廃業する店舗等が増加し、空き店舗が年々増加している。それに伴い、市内の商店街での買い物客数が年々減少する傾向にある。そのような中、平成 15 年度から空き店舗への新たな出店者に対する家賃補助を行ったところ、最近では毎年新規店舗が出店し、商店街に活気をもたらしている。

また、市内には現在、フラワースタンプ加盟店が 58 店舗あるが、今後新規加盟店舗数を増加させ、それらの店舗が連携を図り、商店街の魅力を発信し、売上げの向上につなげていく必要がある。

■対象

フラワースタンプ加盟店を含む商店街事業主（水俣市商店会連合会）、新規出店者、水俣商工会議所、地域住民

■実施主体

事業者（新規出店者）：空き店舗を活用し、新たに出店し、地域に密着した店舗経営を行う。
事業者（フラワースタンプ事業部）：加盟店舗の拡大を図る。
事業者（各商店会、商店会連合会）：フラワースタンプ事業の推進、加盟店の拡大、空き店舗への出店者の支援
行政：事業者との連携による事業の支援（家賃補助含む）、協力、ＰＲ等

■事業の目標設定

空き店舗対策として、今後も新規の出店者に対して家賃補助を行い、毎年1店舗以上の出店を目指し、商店街の活性化につなげる。

フラワースタンプ加盟店を増やし、それぞれの店舗が連携を図り、加盟店での買い物のメリット等を発信することで商店街全体の魅力を向上させ、ポイント制度導入により、商店街利用者の拡大を図る。現在のフラワースタンプ加盟店58店舗から、毎年1店舗ずつ増加を図る。

■主な事業

・水俣いきいき商店街づくり事業等による支援
・買い物客増加に向けた商店街支援

（２）まちづくり団体との協働による商店街活性化

■目的

水俣市内の活性化を図るためには、商店街の賑わいづくりが必要であることから、商店街や各まちづくり団体等が取り組んでいるさまざまな事業を支援していく。支援に当たっては、事業に関する情報発信をはじめ、市や商工会議所、水俣市商店会連合会等との意見交換によって知恵を出し合うとともに、人的支援・連携を図っていく。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
イベント（春まつり）への参加店舗数	69店舗	80店舗
イベント（土曜夜市）への参加商店街数	５商店街	６商店街

■現状と課題

市内では、７つの商店街を中心にこれまで長年に渡って恋龍祭や春まつり、土曜夜市が開催されており、水俣市を代表する祭りとして、毎年楽しみにしている市民も多い。しかし、恋龍祭への参加団体数や参加者数、春まつり等への出店業者、入り込み客数は年々減少している。

そのような中、最近では、スウィーツのまちづくり実行委員会を中心に、新商品の開発やイベントの開催、ＰＲを行い、市内外から多くの来客があるが、より一層の商店街の活性化のため、今後関係者の連携を行うことによって事業拡大を図り、市内外からの誘客を図ることが必要である。

■対象

各まちづくり団体、商工会議所、各商店会等

■実施主体

各まちづくり団体：水俣の特色を活かした商業振興の取り組み

事業者（水俣商工会議所）：関係まちづくり団体の活動の支援

行政：関係者との連携、協力、ＰＲ等による支援

■事業の目標設定

各まちづくり団体が行う地域活性化のイベント等は、地元商店街関係者や各種団体が個別に実施するため、協力者が少なく、イベントへの参加者数、実施回数等を増加さえることは容易ではない。そこで、水俣商工会議所等と連携を行い、支援していくとともに、広くそれらのイベントを紹介・ＰＲし、参加者の増加を図る。その事業展開により、市内商店街の魅力をより向上させ、入り込み客数、売上高の増加につなげる。

■主な事業

・商店街等のまちづくり活動への支援
　（初恋のまちづくり、春まつり、土曜夜市、スウィーツのまちづくり実行委員会、水俣チャンポン探究会等）

政策Ⅲ

安全で心安らかに、いきいきと暮らせるまち

施策１　安心・安全なまちづくり

すべての市民の安心・安全な暮らしを実現するために、コミュニティにおける住民間の相互扶助機能を活かした、防災・防犯活動を支援する。

各地域においては、住民の創意工夫により、地域に内在する防災力の更なる向上に努め、自主防災組織や消防団活動を中心に、地域の安心・安全を築いていく。

（１）防災のまちづくり

■目的

平成15年に発生した水俣豪雨災害の反省と教訓を踏まえ、防災及び減災に取り組み、災害に強い、防災のまちづくりを進める。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
自然災害による人的被害	０人	０人
火災の発生件数	８件	０件
火災による全焼棟数	１棟	０棟
市街地雨水整備率	68.17％	70.77％

■現状と課題

近年、大規模、多発化する自然災害に対して、水俣豪雨災害、東日本大震災、熊本広域大水害など、その教訓を基に消防・防災・危機管理体制の整備に取り組んでいる。

その中で、情報をいち早く、確実に住民へ伝達するため、老朽化した既設防災行政無線の更新を行うとともに、迅速、かつ、多角的な情報伝達手段の検討を行っていく必要がある。

また、情報を受けた住民の避難体制や地域防災の要となる消防団及び自主防災組織の活動の活性化とその連携、その他、防災関連施設等の整備についても充実させていく必要がある。

雨水対策については、未整備地区の水路整備を進めているが、大雨時の市街地水路状況を逐次把握し事業に反映させる必要がある。

■対象

市民（自主防災組織・消防団など）、各種防災施設・装備（気象観測機器・防災行政無線・防災倉庫・消防団装備・消防団車両など）、下水道施設（雨水路・ポンプ施設等）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：自分の家や周辺の危険箇所、最寄りの避難所の把握、非常用持ち出し品（袋）の用意、自主防災組織活動への参加、消防団への入団など

行政：消防・防災・危機管理体制の維持・強化、ハード・ソフト両面の整備、消防団の組織再編、自主防災組織への活動支援など

■事業の目標設定

市民の安心・安全な暮らしを実現していくために、日頃から防災対策を進めているが、自然災害から住民の生命、財産などその全てを守ることはこれまでの災害から見ても難しい状況であるため、災害から人的被害をゼロにすることを目標として設定する。

また、火災においては、予防を行うことで火災の発生数を抑制することができ、火災発生の際は、初期消火や消防団などの迅速な対応で全焼、延焼を食い止めるができることから、これらを目標値として設定する。

下水道の整備については、市街地における雨水整備率を約70％にすることを目標とする。

■主な事業
・豪雨災害の教訓を活かす防災のまちづくり
・消防･防災計画関係事業
・防災行政無線の管理運用と更新
・長寿命化計画に基づく雨水ポンプ場改築事業

（２）防犯のまちづくり

■目的
　市民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図り、犯罪の防止に配慮した生活環境を整備することで、子どもから高齢者まで、すべての市民が安全に暮らすことのできるまちを築く。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
防犯ボランティア活動団体数	10団体	12団体

■現状と課題
　水俣警察署管内における刑法犯の認知件数は、平成20年度から約150件程度で推移しており、置き引き、住居侵入など身近な犯罪は減少しておらず、近年は振り込め詐欺や、子どもに対する声かけ事案なども発生しており市民の不安は解消されていない。
　平成18年に「水俣市生活安全安心まちづくり条例」を制定し、生活環境の整備、防犯意識を啓 発する観点から、地域が防犯灯を設置する際の補助、水俣地区防犯協会連合会の活動を通じ市民の防犯意識の啓発、防犯グッズの配布などによる支援を行っている。
　今後も引き続き、警察、防犯協会、防犯活動団体と連携し、防犯環境の整備を進める必要がある。
■対象
　地域住民（ＰＴＡ、老人クラブ、地域婦人会、自治会等 ）
■実施主体（市民と行政の役割分担）
　市民：犯罪者が犯行をあきらめることにつながる声かけ、地域に目を向けるまちづくり（防犯ボランティア活動）、自分のまちは自分で守るという認識を持つ
　行政：関係機関等（警察署・防犯協会・防犯ボランティア団体）との連携による市民の防犯活動の支援
■事業の目標設定
　水俣地区防犯協会連合会を通じ地域の防犯活動団体の支援を行うことで、活動団体の維持と防犯活動の継続を図り、現在活動が行われていない地域の防犯活動への新たな参加を目標とする。
■主な事業
・防犯関係団体、地域活動の支援

（３）交通安全のまちづくり

■目的

交通安全教育等の実施により市民の交通安全意識を高めるとともに、交通安全施設の充実により道路環境を整備することで、交通事故の防止を図る。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
市内の交通事故発生件数	102件	90件
交通安全施設の充足度	33.8%	40%

■現状と課題

交通事故の被害者のうち約半数は高齢者であるため、高齢者を対象とした交通事故防止対策、自転車の無灯火運転など交通安全マナーの欠如を解消するための啓発活動が必要である。

また、交通安全施設の設置を求める市民ニーズへの対応が課題としてあげられる。

■対象

歩行者、運転者、同乗者

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：交通安全意識を高め、交通安全マナーを遵守する。

行政：警察署及び交通安全協会と連携し、交通安全意識の啓発を行うとともに、交通安全施設を整備する。

■事業の目標設定

交通安全の指導啓発を継続し、関係機関との連携強化により運転マナーの向上や交通安全施設の設置に取り組むことにより、交通事故発生件数を平成24年度の件数より10%減少させる。

また、市内の危険解消重点箇所、交通事情の把握に努め、地区から要望のあった箇所については、現地の状況等を考慮したうえで、必要な交通安全施設の設置を進め、平成29年度の充足度（地区からの要望箇所のうち必要と判断される箇所数に対する実際の設置箇所数の割合）を40%に設定する。

■主な事業

・交通安全普及啓発事業
・交通安全施設整備事業
・交通安全指導事業

（４）安心して暮らせるまちづくり

■目的

市民が抱える様々な問題や悩みに関する相談体制の充実を図り、問題の早期解決に寄与する。

また、近年複雑化・多様化する消費者被害を未然に防止するための消費者教育・講座を行い、市民が安心して暮らせるまちづくりを進める。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
消費生活センターへの相談件数	166件	206件
女性相談員、家庭児童相談員の配置	各３日/週	各３日/週
空き家等の適正管理の推進	―――	４件

■現状と課題

近年、社会状況等の変化により、消費トラブル、ドメスティック・バイオレンス*、ストーカー行為*、児童虐待、高齢化･若年層の人口流出等による空き家問題等、市民が様々な問題やトラブルに直面するケースが増加してきている。

このような中、市民が安心して暮らせるように、誰もがいつでも気軽に諸問題を相談できる窓口の充実と体制づくりが必要となってきている。

また、近年増加する訪問販売に係るトラブル、振り込め詐欺等の消費者被害について、これらの被害にあわないための知識を身につけることも重要となっている。

■対象

市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：各相談窓口の活用、出前講座等を通じた消費者としての知識の修得

行政：各相談窓口の充実、出前講座（消費者教育）の実施

■事業の目標設定

空き家等の適正管理の推進、消費者生活センターの周知による相談件数の増加、女性相談員・家庭児童相談員の継続的な配置を目標とする。

■主な事業

・相談窓口の充実
・消費者行政活性化事業
・女性相談、家庭児童相談の実施
・空き家等の適正管理の推進

---

*ドメスティック･バイオレンス：配偶者や恋人など親密な関係にある（又はあった）者から振るわれる暴力。身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力も含む。

*ストーカー行為：特定の者に対して恋愛感情、その他の好意感情など、その感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足させる目的で、特定な者とその身近な人（配偶者･親族など）に対し、「つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・交際の要求・嫌がらせ電話・名誉･性的しゅう痴心を害する事を告げる」などの行為を繰り返し行うこと。

施策２　地域医療の充実

市民が安心して暮らしていくことができるように、総合医療センターの機能充実に努め、救急医療をはじめ診療体制の維持拡充を図るとともに、経営健全化に努める。

さらに、総合医療センターを水俣・芦北地域のみならず、県境を越えた地域医療の支援拠点としていく。

（１）地域医療を支援する病院

■目的

地域医療支援病院*として地域の医療機関と連携し、紹介患者に対する医療の提供、救急医療の提供、医療機器等の共同利用の実施、地域の医療従事者の資質向上を図るための研修会の実施等、地域医療の質の向上と均てん化*を図る。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
地域医療支援病院の認証継続	認証	認証

■現状と課題

本市は、病床数、病院勤務医等の医療資源は全国的にも高いレベルの地域であり、医療については恵まれた地域であるといえる。しかし、総合医療センターにおいて、常勤専門医が不在の診療科があるなど、課題も多い。今後は、これまで以上に、他の医療機関との適切な役割分担、連携を進めながら、地域医療全体の充実を図ることが必要である。

平成 23 年 11 月に地域医療支援病院の承認を受け、平成 23 年 12 月より水俣･芦北圏域の医師会、歯科医師会、保健所、薬剤師会、看護協会、学識経験者と水俣市、津奈木町、芦北町から委員に就任していただき運営委員会を年４回開催し、年 100 回ほどの研修会を開催している。しかし、過疎化が進むこの地域においては県境を越えた医療連携が必要であることから、平成 25 年４月より出水、伊佐圏域の医師会・歯科医師会と出水市、伊佐市から委員を就任していただいた。

なお、地域医療支援病院については、承認要件の改正が予定されており、新たな承認要件においても継続して承認が受けられるよう取り組むことが必要であるとともに、これまで以上に他医療機関等との連携を深め、いろいろな問題解決を図り、地域医療の充実を目指す必要がある。

■対象

熊本県が定める二次医療圏（水俣・芦北地域）だけでなく、県境を越えた近隣地域（鹿児島県出水・伊佐地域等）の医療機関

■実施主体（市民と行政の役割分担）

国保水俣市立総合医療センター

■事業の目標設定

新たな承認要件においても、継続して地域医療支援病院の認証を受けることを目標とする。

■主な事業

・地域医療の拠点整備並びに連携強化

*地域医療全体のレベルアップに重点が置かれ、日常生活圏での医療提供体制の整備を目指すもので、法的用件に合致した病院のうち希望するものを県知事が承認する。
*主に医療政策の分野で用いられる語で、医療サービスなどの地域格差をなくし、全国どこでも等しく高度な医療をうけることができるようにすること。

施策３　健康づくりの推進

すべての市民が、心身の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるように、各種検診の充実、食育の推進、次世代を担う子どもの健康づくり等、それぞれのライフステージに合った健康づくりを進める。

（１）生活習慣病予防の推進

■目的

だれもが健康でいきいきと暮らせるように、市民が自ら、自分の体の健康課題に気づき、主体的に生活習慣の改善を図ることができるよう支援する。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
特定健診*受診率	22%	60%
特定保健指導*実施率	43%	60%

■現状と課題

がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病は、我が国の死因の６割、国民医療費の３割を占める深刻な病気となっている。 本市の平成24年５月診療分のレセプト（診療報酬明細書）データによると入院、入院外の１人当たりの診療費は県下45市町村中第1位であり、さらに、原因疾患別の受診率は、糖尿病で県下第２位、その他内分泌・栄養及び代謝、腎不全では県下で第３位になっている。

重症化する傾向の強い生活習慣病の発症を防ぐには、市民と行政が協力して危険要因の早期発見と日々の生活習慣の改善に努める必要がある。

■対象

市民

■実施主体

市民：健康的な生活習慣に関心をもち、自らの健康課題に気づき、生活習慣の改善と健康づくりに取り組む。

行政：健康づくりに関する情報提供や、生活習慣病予防のための相談・訪問指導・健康教室等の実施に努める。さらに、健診結果や医療費の分析を行いながら特定健診・特定保健指導の充実を図る。

■事業の目標設定

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年４月から特定健診と特定保健指導が開始された。平成24年度には厚生労働省から市町村国民健康保険における第２期特定健診の目標値として、60%という方針が出されたことに伴い、本市における目標値を設定した。

■主な事業

・生活習慣病予防対策事業

*特定健診：厚生労働省により平成 20 年度から実施が義務付けられた内臓脂肪肥満に着目した健康診査。
*特定健診指導：特定健診の結果に基づき、該当者に対して、医師、保健師、栄養管理士等が行う。

（２）食育の推進

■目的

近年、食生活を取り巻く社会環境の変化から、朝食欠食などによる食生活の乱れや肥満傾向の増加、過度の痩身、生活習慣病の増加が社会問題となっている。日々の健全な食生活は、生涯を健康におくるためには不可欠であり、子どものときから、正しい食習慣を身につけ、各ライフステージにあわせた食生活の実践、学べる環境づくりが必要となる。 本市では、教育機関、関係団体、行政機関、民間等が一体となって情報の共有を図りながら、地域の実状に合った食育を推進する。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
朝食を毎日食べる子どもの割合（小学校・中学校）	92.0%	95.0%
朝食を毎日食べる児の割合（幼児期）	92.2%	100%
学校給食への地場産食材使用品数	42品目	40品目以上

■現状と課題

関係機関との情報の共有、連携強化を図りながら、食育事業を実施しているが、子ども・保護者、調理者、生産者を結ぶ拠点施設としての給食センターの活用を充実し、地域全体で食育活動を支えていく基盤の強化、さらに今後も継続した関係機関の連携強化が望まれる。

■対象

子ども・保護者、給食センター、食材の生産者、地域住民

■実施主体

市民：食育の意義と重要性を理解し、健全な食習慣を身につける。

事業者（学校を含む）：保育園、幼稚園、学校、関係団体等における食育の推進

行政：水俣市食育推進部会の開催、関係機関の連携・協力、食育の普及啓発、給食センターの活用

■事業の目標設定

水俣市食育推進計画（平成26年度策定予定）に沿って食育を進めていくが、朝食を毎日食べる子ども（小学生・中学生）の割合を95%、朝食を毎日食べる児（幼児期）の割合を100%、学校給食への地場食材の使用を40品目以上とすることを目標とする。

■主な事業

・食育推進事業

（３）母子保健の推進

■目的

第２期水俣市健康増進計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）に基づき、妊娠中から母体の健康、乳幼児期の生活習慣等子どもの頃からの生活習慣病予防の取り組みを推進する。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
低出生体重児（2,500g未満）の出生割合	7.7%	7%
乳幼児健康診査事業受診率	98.8%	100%
21時までに就寝する児の割合（３歳６か月児）	13.7%	40%
肥満傾向のこどもの割合（小学５年生）	11.84%	10%

■現状と課題

近年2,500g未満の低出生体重児の出生が多く見られ、特に早産による1,500g未満の極低出生体重児での出生や、妊娠37週から41週までの正期産であるにもかかわらず低出生体重児での出生が増えている。背景には、妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿、高血圧の既往など母体側の要因や、多胎等の胎児側の要因など様々あるが予防可能なものもある。低出生体重児は、障がいや将来の生活習慣病発症のリスクが高まると言われており、母体の健康管理が重要となる。

また、乳幼児健診や学校健診の結果で、適切な生活習慣を送れていない児や、やせや肥満傾向の児が増加している現状にある。乳幼児期・学童期・思春期のそれぞれの時期に応じた生活習慣の確立が将来の健康づくりにつながる。

■対象

妊婦、産婦、乳幼児期から思春期における子ども及びその保護者

■実施主体

市民：子ども達の健やかな成長の必要性について理解を深め、地域で見守り支えていく。

行政：母子健康手帳交付や妊婦健診・訪問指導等における妊婦の健康管理に関する保健指導の充実。乳幼児健診や育児相談・訪問指導、健康教育の実施による疾病の早期発見・早期治療、健全な子どもの成長発達過程やそれに応じた生活のあり方、生活習慣の習得のための指導。子どもの成長・発達に関する情報提供、関係機関・団体との情報共有、連携。

■事業の目標設定

妊婦への保健指導の充実により、低出生体重児の出生割合の減少を図る。

乳幼児健康診査事業による定期健診（４か月、６か月、１歳６か月、３歳６か月児健康診査）の平均受診率を引き上げ、継続した発育・発達等の確認や育児相談、健康教育等を行い、乳幼児期から思春期まで、それぞれの時期に応じた健全な生活習慣の確立を図ることで次世代を担う子どもの健康づくりを目指す。

■主な事業

・母子保健事業
・次世代を担う子どもの健康づくり

施策４　ともに支える暮らしづくり

　地域で支えあう福祉コミュニティの構築を図り、地域内で高齢者、障がいをもつ人（水俣病被害者を含む）も共に暮らしていける地域づくりを進める。
　こどもセンターを中心とする相談窓口の活用、子どもたちの様々な状態に応じた保育体制の整備など、子育て環境の充実を図っていく。
　市民生活における安心を確保するために、市民に身近な社会保障制度について、安定かつ適正な運営に取り組んでいく。

（１）元気に老い、安心して暮らせる地域づくり

■目的
　高齢者が住み慣れた地域において、健康でいきいきとした暮らしを実現していくために、家族をはじめとし、高齢者を取り巻く地域の理解促進を図り、高齢者自身の尊厳を守り、自立した生活を支える仕組みをつくる。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
介護予防事業延べ参加者数	11,497人	12,800人
認知症サポーター数	5,538人	8,550人
認知症徘徊者捜索模擬訓練実施自治会数	1自治会/年	1自治会/年

■現状と課題
　本市の人口は年々減少しているが、高齢者の占める割合は増加し続けており、高齢者の在宅生活を公的サービスだけで支えていくことは困難である。高齢者ができる限り地域で自立した生活を送るには、地域の理解と福祉力を高め、皆で支えていくことが求められる。
　また、高齢者の自主的・継続的介護予防の実践を可能とするために、高齢者の心身の状況に合わせて参加できるよう、一次予防事業、二次予防事業の体系を整備し、できるだけ要介護状態とならないように普及啓発していくことが必要である。
　今後、認知症高齢者も増加することが予想されるため、認知症予防に特化した介護予防事業を実施し、併せて「物忘れ相談会」の実施や認知症簡易診断プログラム（物忘れ相談プログラム）を利用し、認知症を予防、早期発見・早期治療できる体制を構築していくことが必要である。
　また、水俣市立明水園においては、入所されている患者の方が家族の方と一緒に宿泊できる家族棟を平成23年度に整備し、平成25年度には病室の個室化を行うなど、福祉サービスの向上が図られたところである。

■対象
　高齢者、地域住民

■実施主体（市民と行政の役割分担）
　市民：高齢者自らが健康意識を高め、介護予防に積極的に取り組む。地域住民は、高齢者の心身の状況について理解を深め、その地域での生活を支える。
　行政：市民の啓発、介護保険事業・高齢者支援事業等の運営、各種団体に対するボランティア活動への参加呼びかけ、活動支援、コーディネート

■事業の目標設定

元気な高齢者を対象とする介護予防一次予防事業、「運動器の機能低下」などが疑われる高齢者を対象とする介護予防二次予防教室について、高齢者の心身の状況に合わせた事業を展開することでより多くの高齢者が参加できるようにし、参加者を約1,300人増加させ、平成29年度における参加者を12,800人と設定する。

認知症地域支援体制については、高齢者の家族や周囲の人が認知症について正しい知識を習得し、認知症になった人を支えるサポーター制度の構築を今後も継続して推進し、サポーター数を3,000人増加させ、8,550人を目標値とする。併せてサポーター養成講座修了者の継続支援や活動の機会を設ける。

また、年に１自治会ずつ選定し、徘徊者捜索模擬訓練を実施していく。

■主な事業

・認知症地域支援体制の構築
・介護予防･日常生活支援総合事業への移行
・地域密着型施設等の整備･充実
・水俣病患者等の福祉面での支援

（２）障がい者（児）の自立支援

■目的

障がいをもつ人が住み慣れた地域において、安心して自立した生活が送れるよう障がい者福祉サービスを始めとする様々なサービスを提供する。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
次期「水俣市地域福祉計画」の策定	―――	平成26年度策定
障害者基本計画の策定	水俣市地域福祉計画に含む	平成26年度策定

■現状と課題

平成18年度から障害者自立支援法が施行され、身体、知的、精神の障がい種別を問わず、障がいをもつ人の自立した生活を支援していく仕組みが確立され、平成25年度からは障害者総合支援法が施行され、障がいをもつ人は、様々な福祉サービスを利用しながら生活を送っている。

個々の障がい特性やニーズに応じ、地域で安心して暮らしていけるよう、地域の状況に応じた事業が実施できる地域生活支援事業で対応を検討していく必要がある。

課題としては、障がい者とその介護者の高齢化への対応として障害の特性や年齢といった個々の状況に対応した、グループホーム等の入所施設やホームヘルプサービス等の地域生活を支援するサービスの充実、医療機関や高齢者施設等との連携が必要である。

相談支援、就労支援の充実としては、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るため、相談や情報提供体制等の充実や必要とするサービスが的確に提供できる体制づくりが必要である。

障がい児への対応としては、介護者へのニーズ調査を行うとともに市外にある施設や支援学校への通学、通園が誰でもできるような送迎等の検討、放課後等デイサービス事業所設置の推進が必要である。

権利擁護・虐待防止対策としては、近年、障がい者と高齢者への悪徳商法や詐欺の増加、虐待等の権利侵害問題が増加している中で成年後見制度等のニーズは増加しているため、必要な支援機関の設置などが必要である。

また、現行の「水俣市地域福祉計画（計画期間：平成17年度～平成26年度）」が計画期間終了を迎えるため、次期「水俣市地域福祉計画」を策定する必要がある。なお、障害者の自立支援については、「水俣市地域福祉計画」の中で事業を位置づけ推進してきたが、平成18年度の障害者自立支援法施行により、障害者自立支援計画の策定が義務付けられたため、「水俣市地域福祉計画」の終了に伴い、別途策定を行う必要がある。

■対象

障がい者と家族、障がい者団体

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：障がい者に対する理解、障がい者を支える地域づくり

事業所：福祉サービスの提供、拠点整備

行政：市民の啓発、サービスを必要とする人への制度の周知、福祉サービスの提供等

■事業の目標設定

・次期「水俣市地域福祉計画」の策定：（平成26年度計画期間終了）→（目標：H26年度策定）
・「障害者自立支援計画」の策定：（現状：水俣市地域福祉計画に含む）→（目標：H26年度策定）
・地域生活支援事業を活用し障がい者福祉サービスに関する制度やサービスの周知、相談支援事業所や各施設・事業所との連携により、障がいをもつ人の自立支援を推進する。

■主な事業

・地域生活支援事業
・障害者基本計画の策定、ニーズ調査
・入所施設の検討、推進

（３）少子化対策の推進及び子育て支援の拠点整備と相談体制・連携の強化

■目的

次世代を担う子どもたちを、水俣で「生み」、「育てていく」ための子育て環境の整備に向けて、子育てに関する「経済的支援」の充実や「保育の量的、質的整備」等、総合的な少子化対策の推進及び保育環境等の充実を図るとともに、「こどもセンター」を拠点として、地域や民間（社会福祉法人等）の社会資源等を活用しながら身近な地域において育児に関する相談や子育て中の親子の交流等を促進する「地域子育て支援拠点」の充実を図る。

また、保健・福祉、医療、教育等の各関係機関との連携強化を図り、子育て等に関して不安感や孤立感、あるいはこどもの健康等について心配を抱える保護者等に対する相談支援体制及び情報提供等の充実を図る。

さらに、家庭環境の複雑・多様化等により近年増加してきている子どもが巻き込まれる事故や事件の未然防止・抑制等を図るため、こどもの安全な居場所づくりを地域や民間等、官民一体となって推進する。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
子育て世帯への経済的支援制度の創設	未実施	実施
子ども・子育て支援事業計画の策定	未策定	策定
こどもセンター運営基本計画の策定	未策定	策定
子育て支援拠点事業（つどいの広場）登録利用者	312人／年	312人／年
地域療育事業の実施・運営方法の見直し	公設・公営（直営）	公設・民営（委託）
病後児保育の実施個所数	０箇所	１箇所
子ども医療費助成制度の拡充（対象年齢の拡大）	小学６年生まで	中学３年生まで

■現状と課題

近年、過疎化、少子化及び核家族化が急速に進む中、共働き世帯の増加や地域との関係の希薄化等により、子育ての孤立感や不安を抱える保護者等が増加し、地域における子育て親子の交流の場及び相談支援等に対するニーズが高まってきており、本市においても「こどもセンター」内に開設している「つどいの広場」を始め、市内２園の法人立保育所（はつの保育園及びみどり保育園）内に、近年開設された民営の子育て交流サロン等の利用者が年々増加してきている。

また、昨今の子ども・子育て支援法、障害者総合支援法、発達障害者支援法等の制定施行、児童福祉法等の一部改正等に伴い、近年、国等において子育て支援、児童福祉、障害児（者）福祉等の各種制度の抜本的な見直しや事業の再編整備等が進められてきており、過疎化・少子化等が急速に進展してきている本市においても、今後、新たな制度の下で「子ども・子育て支援法」に基づく、みなまたモデルの「子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、将来の少子化への対応や子育て環境の量的・質的整備を図るため、子育て世帯の負担軽減のための新たな支援制度の創設や子ども医療費助成制度の拡充等経済的支援を含めた各種施策を福祉・保健・医療・教育・商工等の関係機関と連携しながら総合的かつ計画的に推進していく必要がある。

さらに、本市における子育て支援の拠点施設として平成17年４月に、（旧）さわやか保育園跡地・施設を転用し開設した「こどもセンター」については、建築後30数年が経過し、建物本体や電気設備等の老朽化が進行し、また、耐震基準の問題を抱えた施設であり、近年、身障・知的障害等の手帳所持者に加え、発達障害児を含めた地域療育事業の利用者の増加等により、駐車場を始めとする施設・設備等が不足し、手狭となってきており、各事業の実施や利用調整等が困難な状況となってきている。

このため、今後、現有施設等の延命化や更新、移転等について検討するとともに、地域療育事業の社会福祉法人への委託を始め、こどもセンター（児童館）事業全般にわたる管理運営について、

「指定管理者」制度導入等の検討を含めた中長期的視点に立った「こどもセンター運営基本計画」を策定し、今後、更に児童の健全育成、地域子育て支援の充実、地域療育の推進等、施設利用者のニーズに即したサービスの向上に努めていく必要がある。

　また、前述の子ども・子育て支援法の制定及び関連法改正によるいわゆる子ども・子育て関連３法の制定により、今まで制度が分かれていた保育所、幼稚園、認定こども園を共通の制度で給付する施設型給付が創設されると共に、放課後児童クラブについても地域子ども・子育て支援事業として位置づけられる等子ども・子育てを巡る制度は大きな変革期にある。この新制度は平成27年４月からの本格実施となっており、本市においても、新制度に向け急ぎ整備する必要があることから、子ども・子育て支援関係者による会議を開催し連携を深め、幼稚園への就園、通常保育、各種特別保育事業等の充実に向け取り組んでいく必要がある。

■対象

　児童、子育て世帯の保護者等

■実施主体（市民と行政の役割分担）

　市民：各家庭における子育て等（各保護者等）

　地域住民：社会で支える子育て支援、児童の健全育成のための地元（ふるさと）力及び連携の強化（子育て支援、児童の健全育成のための自治組織、ネットワークの形成等）

　事業者：子育て支援制度の仕組みづくりへの参加、拠点の設置

　行政：少子化対策の推進及び子育てしやすい環境の整備、子育て支援拠点の充実と情報提供、子ども・子育て新制度の的確な把握と反映、関係者関係機関との連携

■事業の目標設定

・子育て世帯への経済的支援制度の創設：（現状：未実施）→（目標：実施）
・「子ども・子育て支援事業計画」の策定：（現状：未策定）→（目標：H26年度策定）
・「こどもセンター運営基本計画」の策定：（現状：未策定）→（目標：H26年度策定）
・地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）登録利用者数：（現状：平成24年度実績）→
　目標値（H29年度）については、今後の人口減、少子化の進行等を考慮し、現状の登録利用者数（現状維持）を目標として設定。
・地域療育事業の実施・運営方法の見直し：（現状：公設・公営）→（目標：公設・民営）
・病後児保育事業の実施（病児保育事業については、病後児保育事業実施後検討）
　：（現状０箇所）→（１箇所）
・子ども医療費助成制度の拡充：（現状：小学６年生まで）→（目標：中学３年生まで）

■主な事業

・子育て世帯への経済的支援制度の創設
・「子ども・子育て支援事業計画」策定事業
・「こどもセンター（児童館）運営基本計画」策定事業
・地域療育事業民営（社会福祉法人等への委託）移行（実施、運営方法の見直し）
・こどもセンターを拠点とする地域子育て支援事業（つどいの広場、児童館、地域療育等）
・病後児保育事業
・子ども医療費助成拡充強化（対象年齢の拡大）事業

（４）社会保障制度の安定した運営

■目的

国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度、国民年金制度の周知に努め、健全な運営を行いながら、市民が安心して生活を送れるよう各制度を適正に実施し、かつきめ細やかな対応を行う。

また、低所得者世帯の生活の安定自立を支援するため、関係機関と連携を深め、生活相談や生活指導などを進める。

指　　標	平成 24 年度（現状値）	平成 29 年度（目標値）
国民健康保険制度： 単年度収支比率０～2.00％の維持	1.52％	0.00％以上 2.00 未満
後期高齢者医療制度： 周知率の向上	68.9％	90.6％
介護保険制度： 県介護保険財政安定化基金からの借入金	０円	０円
国民年金制度： 国民年金保険料･納付率向上	70.2％	75.0％
生活保護制度： 就労支援プログラム*活用による自立割合	34％	50％

■現状と課題

国において、医療保険・年金・介護・子育てなど社会保障制度の安定した運営を図るための見直しが進められているが、本市においては１人あたりの医療費は全国でもトップクラスであり、医療費の抑制が大きな課題となっている。年金保険料の納付の低迷は、今後、年金受給額や受給権の有無について大きな影響を与えることが予想されている。介護給付費についても高齢者人口の増加に伴い、認定者数が増加、給付費が右肩上がりとなっており、介護保険財政運営が厳しさを増している。

その他、近年は、企業の倒産・撤退、リストラなど失業による収入減を理由とする稼動年齢層の低所得者が増加しており、このような状況の中、経済的援助を行い、最低限度の生活を保障するうえで生活保護制度の重要性が増している。

また、このような現状への対策として、就労支援相談員とハローワークが連携して、積極的に就労支援をおこなうことや多様化する被保護者の自立阻害要因に的確に対応するための自立支援が重要である。

■対象

各制度等の対象者を中心とした市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：各保険制度（国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険制度）について、自らの健康に関心を持ち、健康保持に心掛けることと併せ、各制度を理解し、適正受診、適正なサービス利用に努めるとともに、保険税・保険料による応分の負担を行う。
国民年金制度については、その必要性を理解し、速やかに加入、喪失の届出や保険料免除申請を行うとともに、保険料納付を行う。
生活保護制度を理解し、生活保護受給者等への偏見をなくす。対象者は自身の能力活用を図り、安定した生活に努める。民生委員等の関係者は、相互の業務理解と情報共有に努め、防貧を進める。

行政：各制度の周知と窓口相談、対象者の自立支援。適正な医療・介護の給付や保健サービスの提供。
国民健康保険・介護保険の健全な運営。後期高齢者医療制度については、熊本県広域連合と、年金制度については日本年金機構と連携し、円滑な運営とサービスの向上に努める。

■事業の目標設定

国民健康保険においては、医療の給付に係る費用の財源を保険税、公費（国庫、県費、市費）及び交付金等としており、医療の給付に係る費用が増大するなか、保険税収入が伸び悩む状況においては、単年度収支が赤字化し、繰入金の増額や繰上充用等の対応を迫られることとなることから、給付と負担が一定の水準で維持できるよう、単年度収支比率の０～２％の維持を目標に適正な運営に努める。

後期高齢者医療制度については、75歳以上の方を対象に、県下市町村共通の制度により運営されているが、本市が独自に実施している75歳到達者を対象とした説明会においては、制度の説明はもとより、必要な手続きや健康寿命についての説明等を行っており、制度を周知するうえで、また高齢者の健康維持の意識を高めるうえで重要な役割を担っていることから、この説明会への参加率の向上をもって周知率の向上とする。

介護保険においても、国民健康保険と同様に介護給付に係る費用の財源を保険料、公費（国庫、県費、市費）及び交付金としている。３年間を介護保険事業計画期間とし、３年間の必要な介護サービス総給付費、地域支援事業費を見込み、保険料を算定する。給付費等が計画を上回り一般財源に不足が生じると、県介護保険財政安定化基金からの借入を余儀なくされ、基金への返還金については次期保険料に上乗せされることから、給付と負担を適正に見込み、基金借入回避を目標とし適正な運営に努める。

国民年金保険料の納付率は、被保険者が納付すべき保険料のうち全額免除に係る者、一部免除に係る者に係る保険料を控除した保険料に対する実際に納付された保険料の割合を示しているが、納付率が向上することは、的確な免除の実施あるいは実納付の増加を示しており、このことは将来、受給すべき年金額の増加と受給すべき被保険者の増加を示すことになることから、納付率の向上を目標として設定する。

生活保護制度については、就労支援プログラムを活用した受給世帯のうち、就労に結びついた世帯を自立とみなし、その割合を現在の数値から約15%高め、50%を目標値として設定する。

■主な事業

- 国民健康保険医療費適正化事業を中心とした資格、給付、賦課、徴収の適正な事務処理
- 後期高齢者医療制度説明会の開催と広域連合との役割分担によるスムーズな事務処理
- 介護保険給付費適正化事業を中心とした資格、給付、賦課、徴収の適正な事務処理、及び地域支援事業
- 国民年金制度の周知と相談対応等による日本年金機構との協力連携
- セーフティネット支援対策等事業

*厚生労働省によるハローワーク連携型の就労支援プログラム（「生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム」）に基づくもので、平成18年度から実施している。

施策　５　快適なまちづくり

誰もが気軽に利用できるみなくるバス、乗合タクシーなど、域内の公共交通機関を整備し、地域交通網の確保に努める。その上で、環境にやさしい公共交通機関の積極的利用を促進し、自家用車に依存しないまちづくりを推進する。

加えて、市街地へのアクセス向上と市民の生活道路としての市道を適切に維持管理する。

（１）コミュニティバス等の市内公共交通の利便性向上

■目的

高齢者の方の通院、児童･生徒の通学等、地域の生活に欠かすことのできないコミュニティバス*等の公共交通を維持するとともに、利用者の利便性の向上を図る。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
コミュニティバス年間利用者数	114,486人	96,032人
公共交通への市補助総額	50,994千円	63,849千円
乗合タクシー年間利用者数	3,825人	3,840人

■現状と課題

人口減少等に伴う利用者の減少、燃料費の高騰などによる運行経費の増加で、バス事業者への補助額は年々増加している。しかし、地域生活に欠かすことのできないバス等の公共交通については、それを維持する必要がある。

平成15年からバス路線の見直しを進め、順次コミュニティバス（みなくるバス）を導入し、平成20年に市内全路線のコミュニティバス化が完了している。

また、平成 22 年３月に「水俣市地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成 23 年度から計画に基づき、みなくるバスの運行内容の見直し、交通空白地区への乗合タクシーの導入、スクールバスの活用（一般混乗）等の事業を実施した。

しかし、利用者の減少や燃料費の高騰等により運行経費の増加が続いているため、引き続き路線の再編等、運行内容の検討を進めていく必要がある。

■対象

市民

■実施主体

市民：コミュニティバス（みなくるバス）に愛着をもち、外出時の利用を心がける。地域内の交通事情を発信する。

行政：住民ニーズの把握、交通空白地区への公共交通導入の検討、公共交通機関の連携推進に努め、市内公共交通の利便性の向上と利用促進を図る。

■事業の目標設定

バスの利用者数は毎年約３％減少しており、今後も少子高齢化が急速に進み、更に厳しい状況が予測されるが、種々の利用促進策を講じることで減少率が増加しないように努める。平成 29 年度目標値については、過去５年間の平均減少率 3.4%にとどめたところで、96,032 人と算出した。

公共交通への市補助総額は、過去５年間の平均増加率 4.6%で算出した。

乗合タクシーについては、人口減少等を考慮し、年間利用者 3,840 人（320 人/月）と設定した。

---

*交通空白地域等に、主に地方自治体が路線の計画や運営の主体となり導入されるバス。

■主な事業
・コミュニティバス（みなくるバス）運行事業
・乗合タクシー・スクールバス（住民混乗分）運行事業
・地方バス路線維持対策事業

（２）肥薩おれんじ鉄道の利便性の向上と利用促進

■目的
地域住民の通学及び通勤などの重要な交通手段となっている「肥薩おれんじ鉄道」について、利便性の向上と利用促進を図る。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
市内における年間利用者数	236,840人	181,339人

■現状と課題
肥薩おれんじ鉄道は、平成16年（2004年）、九州新幹線の部分開業に合わせて第３セクターとして開業したが、沿線地域の少子高齢化等により利用者が減少し、大変厳しい経営状況が続いているが、駅の利便性の向上や、利用客の増加につなげるため、平成25年３月から観光列車「おれんじ食堂」の運行を開始し、また、水俣駅の改修工事を平成25年度から実施している。
今後は、同鉄道は沿線住民の通学等になくてはならない重要な交通手段であるため、県及び沿線市町と連携し、利用促進を図っていく必要がある。
■対象
市民
■実施主体
市民：地域の鉄道として親しみをもち、外出時などに利用を心がける。
行政：県、沿線市町、肥薩おれんじ鉄道と連携し、利便性の向上及び利用促進に努める。
■事業の目標設定
今後、更に沿線地域の少子高齢化が進み利用者の減少は加速すると思われるが、各方面と連携し減少率が増加しないよう努める。平成23年から平成24年までの利用者減少率が5.2%であることから、これと同じ減少率にとどめ、平成29年度の年間利用者数を181,339人と設定する。
■主な事業
・並行在来線第３セクター鉄道（肥薩おれんじ鉄道）の利用促進
・駅整備事業

（３）道路の整備

■目的

近年増加している通過交通量の緩和、交通安全の確保、観光及び産業面で効果が期待できる市街地や高速交通網へのアクセス道路を整備し、交流・対流人口の増加による地域の活性化を図る。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
道路改良率	18.6％	18.9％

■現状と課題

本市における市道は、現在429路線、334ｋｍに及び、地域住民の生活道路としてはもとより、産業道路としての役割も果たす重要なものであるが、改良率は18.6％にとどまり、幅員が狭く、カーブが多いため、交通量の増加と車両の大型化に対応できなくなっている。

■対象

市道等

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民の役割：土地所有者・対象地区住民の理解と協力

行政の役割：土地所有者・対象地区住民への説明、用地買収及び工事の実施

■事業の目標設定

現在の市道改良率は18.6％で、県内市町村道平均の57.9％と比較すると大幅に整備が遅れている状況にあるため、主な事業として牧ノ内・大迫線、袋インター線、野川・袋線の改良計画を進め、本計画期間内には牧ノ内・大迫線の整備が完了することで、改良率を18.9％とする。また、平成25年度に見直しを行った都市計画道路の未整備区間について、整備の検討を行う。

■主な事業

・南九州西回り自動車道の整備促進
・牧ノ内・大迫線道路改良事業
・袋インター線道路新設事業
・野川･袋線道路改良事業
・梅戸･明神町線道路改良事業
・築地･丸島町線道路改良事業
・江南･月浦線道路整備事業
・都市計画道路整備事業

（４）市道の適正な維持管理

■目的

地域の経済活動を支える基盤施設としての市道を適切に維持管理することにより、地域住民の暮らしの利便性、安全性、快適性の向上を図る。

また、道路交通の安全性を確保するうえで、従来の事後的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換し、長寿命化によるコスト縮減を図る。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
道路(歩道)整備の満足度(市民意識調査)	57.7％	70.0％
管理瑕疵（かし）による事故	１件	０件

■現状と課題

高度成長期に整備された道路が対応年数を迎え、橋梁、舗装、側溝等の道路構造物の老朽化が目立ち、維持管理に対する市民の要望も多いが、財政的な理由で対応が遅れている。

■対象

水俣市道全路線

■実施主体

市民：市と協力して維持管理を行っていく。

行政：市道の維持管理、その他国道・県道の維持管理を国、県へ働きかける。

■事業の目標設定

現在429路線の市道は、地域住民の生活道路として重要な役割を果たしており、市民意識調査における道路整備の重要度についても77.2%（高いと普通を合わせた数値）と高くなっているが、現状に対する満足度は57.7%とやや低い水準になっているため、今後は十分な維持管理を行い、地域住民が安心して通行できる道路整備を進め、平成29年度における道路（歩道）整備に対する満足度を70.0%に上げるとともに、管理瑕疵による事故をなくすことを目標とする。

また、橋梁の維持管理に必要な管理水準や優先順位の設定を行い、長寿命化修繕計画を策定し、定期的な維持管理に努め、個々の橋梁の健全度を把握することにより、計画的な修繕や改良による事業費の平準化を図る。

■主な事業

・市内一円市道維持補修事業
・橋梁長寿命化修繕計画の推進

（５）自転車のまちづくり

■目的

環境モデル都市を目指す本市として、ＣＯ２削減やマイカー利用を抑制し、市街地における利便性向上につなげるため、自転車利用の促進を図る。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
自転車市民共同利用システム会員登録数	714人	1,000人
コミュニティサイクルシステムの設置数	３箇所	５箇所

■現状と課題

現在、市街地における移動手段として自転車の利用促進を図っているが、まだまだ定着化していない。今後さらにマイカー利用から自転車利用を促進することで、二酸化炭素排出量削減と市街地の駐車場確保の緩和と利便性の向上を図っていく必要がある。

■対象

市民

■実施主体

市民：自転車共同利用システムのルールを守る。

行政：自転車が快適で使い安くするために維持管理等を行う。

■事業の目標設定

平成24年度現在において自転車市民共同利用システムを市内３箇所に設置し、市街地におけるマイカー利用の抑制や利便性・快適性の向上を図るため、新たに交通結節点である新水俣駅・水俣駅に設置することで、会員数を増やし目標の達成につなげる。

■主な事業

・コミュニティサイクルの整備と運用

・自転車走行帯整備事業

（６）快適な住環境の整備

■目的

快適な住環境で暮らすことができるように、老朽化した市営住宅の建て替えを進めるとともに、建物の長寿命化を目的とした外壁や屋上防水の改修を進める。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
老朽化市営住宅建替戸数	29戸	79戸
市営住宅長寿命化改修棟数	０棟	20棟

■現状と課題

誰もが安心して住める快適な住環境を提供するため、老朽化した市営住宅の建替えや建物の長寿命化を目的とした改修が望まれる。

■対象

水俣市営住宅

■実施主体（市民と行政の役割分担）

行政：市営住宅の整備及び改修

■事業の目標設定

市営住宅建替戸数については、牧ノ内団地の建替えにより平成29年度までに50戸の増加を目標値として設定する。

また、市営住宅長寿命化改修棟数については、初野・西ノ浦団地の改修により平成29年度までに20棟の増加を目標値として設定する。

■主な事業

・老朽化した市営住宅の建替え及び改修

（７）安定給水の確保

■目的

本市の上水道は、昭和12年（1937年）の給水開始以来、常に清浄・豊富で安全な水を安く供給することを使命とし、市民の暮らしに必要な生活用水等の安定供給に努めてきた。これまで、６期にわたる給水区域の拡張と水源の整備を実施し、現在の計画給水人口は24,100人、１日最大給水量は13,700㎥とされ、十分な量を安定供給している。今後も、施設の老朽化に対応しながら、安定給水を確保する。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
主要な配水管の耐震化率	7.85％	19.27％
有収率*	79.69％	84.77％

■現状と課題

多くの施設が耐用年数を経過することとなり、今後は耐震や事故等、危機管理対策に配慮し、将来を見すえた施設の必要性・妥当性を勘案しながら、施設の整備と更新を実施していく必要がある。

■対象

市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

行政（市水道局）：老朽施設・管路の更新と耐震化、情報通信機器の整備、災害対策の強化

■事業の目標設定

耐震や事故等に対する危機管理対策につながることから、老朽管を耐震工法で更新することにより、耐震化率を現状値の約2.5倍の19.27％に上げ、これにより漏水防止も図られるため有収率の上昇にも期待がもてる。

■主な事業

・水道施設の維持・更新事業

*年間総配水量に対し、収入となった水量の割合のことで、年間総有収水量÷年間総配水量×100 で表される。

（８）水俣市簡易水道事業等統合計画の推進

■目的

経営、又はその水質において問題を有する簡易水道事業等について、市上水道事業への経営移管、施設の改良を行い、安心安全な水道水の供給を目指す。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
簡易水道事業等の統合による給水	５組合	11組合
上水道普及率	88.65％	90％

■現状と課題

本市の水道事業は、平成20年度末で公営上水道：１、公営簡易水道事業：１、組合営簡易水道事業：７があり、また、組合営専用水道：１、組合営飲料水供給施設：60施設が市東部の中山間地域を中心に点在している。組合営で経営されている簡易水道事業等は、水源を小さな湧水や伏流水に求めていることが多いため、天候の影響を受けやすく水質が不安定となる場合がある。また、公営で認可を受けているにも関わらず、組合営で経営を行っている事業も存在する。これらの理由により、近年いくつかの組合から、公営による経営に移管する要望が出てきていることもあり、早急な経営移管と施設改良が課題となっている。

なお、平成23年10月１日付けで組合営の５簡易水道（渡野、深川、釣橋、鶴及び有木・田頭簡易水道）が水道局に経営移管され、さらに平成24年３月31日付けでこれらの５簡易水道は上水道に統合された。

■対象

市内に存在する68の組合営の簡易水道事業等（平成20年度末）のうち、渡野簡易水道、深川簡易水道、釣橋簡易水道、鶴簡易水道、有木・田頭簡易水道（以上平成23年10月1日付けで水道局へ経営移管、平成24年３月31日付けで上水道へ統合）、中鶴飲料水供給施設、下向飲料水供給施設、松山飲料水供給施設、今俵飲料水供給施設、ひご山飲料水供給施設、市渡瀬８組飲料水供給施設の11事業

■実施主体

行政（市及び市水道局）：簡易水道等統合整備事業（国庫補助事業）の実施。

■事業の目標設定

平成24年度から国庫補助事業で実施している簡易水道等統合整備事業を継続し、平成28年度までに整備後の施設による給水開始を目指す。これにより、上水道普及率を向上させ、安心安全な水道水をより多くの市民に供給できるようにする。

■主な事業

・簡易水道等統合整備事業

施策６　自治会活動の活性化と地域活動の推進

自立した地域活動が行えるよう、自治会活動を支援し、組織整備を進める。自治会活動を通じ、地域住民によって、コミュニティの適正規模と今後の地域活動のあり方に関する議論を深めていく。

（１）自治会活動の推進

地区住民によって構成される自治会による自主的・自発的な地域活動を促進し、元気なみなまたづくりと住民自治の実現を図る。

指　　標	平成 24 年度（現状値）	平成 29 年度（目標値）
自治会長会における研修等実施回数	10 回	12 回
地域(自治会)活動に対する満足度(市民意識調査)	3.5%	10%
地域(自治会)活動等への参加度(市民意識調査)	16.8%	20%
コミュニティ(自治会)の適正規模の検討	検討	検討

■現状と課題

本市における自治会制度は、平成 18 年度に、従来の行政区長制度を改める形で創設された。各自治会においては、自分たちの生活課題を見つけ、その対策を議論し、解決に向け主体的に取り組むことが求められる。現時点では、当初の目的である「真の住民自治」の達成までにはいたっておらず、新たな組織としての自治会運営と地区住民の積極的参加が必要とされる。

■対象

自治会長、各自治会

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：地区住民・自治会会員として地域活動に関わり、身近な地区での住民自治に参画する。

行政：自治会と対等な立場で活動を支援する。

■事業の目標設定

各地区の自治会長が集う定例自治会長会において、自らの問題意識や関心に基づきテーマを決めて行う自主的な勉強会を支援することとし、年間 12 回の実施を目標値として設定する。

また、市民の地域（自治会）活動への積極的な参加を促し、市民意識調査における満足度と参加度を高める。

さらに、地域の実情に合致した効果的自治会活動を行うために、コミュニティ（自治会）の適正規模について、住民主体で検討する。

■主な事業

・自治会組織の充実
・住民自治活動の支援

（２）地域づくり団体活動の推進

■目的

地縁組織によるまちづくり、問題・関心に基づく各団体の活動の活性化を図るとともに、ネットワークの構築を目指す。

指　　標	平成 24 年度（現状値）	平成 29 年度（目標値）
がまだす自治会支援制度による助成件数	７件	10 件
ＮＰＯ法人の数	17 団体	20 団体
火の国未来づくりネットワーク登録団体数	６団体	10 団体

■現状と課題

多くの地域、団体で、リーダーの高齢化が著しくなり、組織が硬直化しているため、新しい人材の発掘と育成を図るとともに、市民の多様なニーズに対応するため、ＮＰＯ等による活動を支援し、それらの連携を深めるネットワークづくりが必要である。

■対象

市民、自治会、市内で活動するＮＰＯ団体等

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：自らの地域が抱える課題解決に主体的に取り組む。市政への積極的参加、各種団体の活動に自主的に参加する。

行政：自治会、ＮＰＯ、各種団体の活動を支援し、コーディネーターとして連携を図る。各種補助制度等に関する情報提供

■事業の目標設定

地域活動の基礎単位として各自治会の果たす役割は極めて重要であるため、その自主的活動を支援する「がまだす自治会支援制度」における助成対象となる活動の増加を目指す。

市民による多様なまちづくり活動の活性化の観点から、ＮＰＯ法人の数を指標とし、その増加に努める。

また、各種団体の連携を図り、市全体の活性化を推進するために、県の「火の国未来づくりネットワーク」への登録団体数を増加させ、種々の助成制度に関する情報提供等により活動を活性化する。

■主な事業

・地域づくり団体活動の支援
・地域づくり団体のネットワークづくり
・市民と行政との協働連携の推進

政策Ⅳ

郷土の新しい公共を担う人を育てるまち

施策１　郷土を担う人づくり

地域住民が議論し、まちづくりに参加できる場を創出するとともに、青少年育成組織の活動を支援し、郷土を担う人づくりを目指す。これらの活動成果を活かし、活力ある地域を築いていく。

（１）まちづくり団体等と人材育成の推進

■目的

まちづくり団体及び社会教育団体を育成・支援することで、地域活動や社会教育活動を活発にし、豊かな地域社会を築くとともに、地域の活性化に主体的に取り組む人材育成を推進する。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
地区寄ろ会活動助成件数	７件	10件
水俣市ＰＴＡ研究大会参加者数	166人	150人

■現状と課題

各種団体の自主的、主体的活動が社会教育の推進に果たす役割は大きいことから、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意思に基づいて実施される事業に対し、これまで積極的に支援を行ってきた。

今後さらに、社会教育施設や地域の資源・特性を活かしながら、市民が生涯を通じて行う学習活動を促進し、生活拠点としての地域社会に対する自覚と責任、住民自治の精神をかん養していく必要がある。一方で、各種団体会員の高齢化･減少に伴う組織の硬直化への対応が課題となっている。

■対象

市内のまちづくり団体（寄ろ会みなまた等)、社会教育団体（ボーイスカウト、ＰＴＡ連絡協議会、地域婦人会連絡協議会等）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：自ら問題意識をもち、その解決に向け、主体的に学び、実践する。学習の成果を社会に還元する。

行政：まちづくり団体、社会教育団体等の活動の支援、社会教育等によって育成した人材の活用システムの整備

■事業の目標設定

本市の社会教育団体等は活発に活動しているものの、その中には各種研修への参加などが含まれているため、ここでは、自ら企画し、実施している事業という視点で、各地区単位で行うまちづくり活動への助成件数と水俣市ＰＴＡ研究大会の参加者数を指標に用いた。寄ろ会の助成件数については今後事業の拡大を考えており、地区寄ろ会の助成件数もそれに伴い３件の増加を設定。ＰＴＡ研究大会の参加者数については、少子化による児童数の減少のため、ＰＴＡ会員の数も減少すると考え、10％の減少を設定した。

■主な事業

・寄ろ会みなまた運営費等助成事業
・社会教育団体等の活動支援

（２）青少年の健全育成

■目的

家庭・学校・地域、それぞれの教育機能の充実と連携を促進し、市全体で次世代を担う青少年の健全な育成を図る。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
水俣市元気が出るまちづくり子ども議会実施回数	１回/年	１回／年
郷土の偉人を学び、地域を散策しよう参加者数	14人	20人

■現状と課題

本市では、中学校区ごとに「青少年育成会」、その集合体「水俣市青少年育成市民会議」を設置し、この組織を中心に、「朝のあいさつ運動」、「水俣市元気が出るまちづくり子ども議会」、「郷土の偉人を学び、地域を散策しよう」など、青少年の育成に関わる各種事業を実施している。

また、地域では、住民による青パトや徒歩による安全パトロールを実施するなど、安全安心な地域づくりに努めている。

■対象

青少年を主とした市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：青少年育成活動への参加、地域での青少年の見守り

行政：水俣市青少年育成市民会議の支援、地域･学校･関係機関との連携、コーディネート

■事業の目標設定

本市における青少年育成の事業である「水俣市元気が出るまちづくり子ども議会」については、児童が議会の仕組みや行政について学び、将来の水俣を考える貴重な機会となっており、今後も本事業を継続して実施する。

また、「郷土の偉人を学び、地域を散策しよう」の参加人数については、本事業の参加者数の定数が20人のため、目標値を20人に設定する。

■主な事業

・水俣市青少年育成市民会議、校区青少年育成会の活動支援

（３）生涯学習の拠点整備と学ぶ機会の提供

■目的

市民の生涯学習活動の活性化を図るために、拠点整備を進め、学ぶ機会を数多く提供する。

地区住民の最も身近な生涯学習の場として地区集会所等の整備を支援し、市公民館においては、市民教室･いきいき（高齢者）教室を実施するなどして、市民の学ぶ機会を提供する。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
市民教室受講者数	4,771人	3,000人
市民による自主的な講座数	２講座	７講座
いきいき教室受講者数	558人	300人
いきいき教室の事業見直し	―――	見直し

■現状と課題

市が設置する社会教育施設以外で、地区住民が自らの地区内に設置する集会所の整備に対して補助を行い、生涯学習活動の拠点整備を支援している。今後、各地区集会等において、地域に存在する豊富な人材を活用し、地域教育力の活性化を図ることが重要となる。

また、市公民館において実施している、市民ニーズに合わせた多様な学習機会と集いの場としての「市民教室」については、受講者の固定化がみられるため、参加者の広がりを促進することが課題となっており、市民による自主的な講座については、活動の活性化へ向けた支援が必要である。

また、高齢者の学習意欲と社会の要請に合致した講座としての「いきいき教室」については、まちかど健康塾等、高齢者を対象にした事業が増え、公民館に出向かなくても地域で色々なサービスが受けられるようになってきており、今後は、内容の見直しや事業の統廃合等の検討が必要である。

■対象

市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：　地区集会所の維持管理、地区単位での生涯学習プログラムの構築、各種「教室」等への積極的参加

行政：社会教育施設の整備・充実、生涯学習プログラムの構築と提供

■事業の目標設定

市民教室については、自主講座への転換を踏まえ、受講者数を3,000人と設定する。

また、市民が自主的に行う講座数について、平成24年度は２講座実施されているが、毎年１講座の増加を目指し、目標値を７講座とする。

いきいき教室については、受講者数を300人とするとともに、他の事業との活動内容等の比較を行い、内容の見直しや事業の統廃合等の検討を行うこととする。

■主な事業

・水俣市地域生涯学習施設整備事業

・市公民館自主事業

施策２　学校教育の充実

小中学生の学力と体力の向上に努めるとともに、地域の特性を活かし、ＰＴＡや地域人材と連携して取り組む「水俣科」を推進し、地域に誇りと愛着をもつ心豊かな児童･生徒の育成を目指す。

（１）豊かな心･確かな学力･健やかな体を育む学校づくり

■目的

子ども達が、将来、社会で生きていくために必要な「豊かな心」・「確かな学力」・「健やかな体」を修得できる学校づくりを推進する。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
全国学力・学習状況調査（数値は非公開）	全国平均以上	全国平均以上
電子黒板等のＩＣＴ機器の導入	０校	11校

■現状と課題

本市の小中学校では、自然や郷土を愛し、環境への関心を高め、主体的に学ぼうとする意欲と自らの行動に責任をもつことのできる心豊かでたくましい児童・生徒の育成に努めている。

また、過疎化、少子化に伴う児童・生徒数の減少による学校の小規模化が進む中、小中学校の再編成も終了し、平成23年度から新しい中学校を開校したところである。

今後は、学力向上はもちろん、読書活動や環境教育を引き続き推進するとともに、次世代の水俣を担う「心豊かな人づくり」を目指し、ふるさと水俣を愛する人間性豊かな子どもたちを学校と家庭、地域が連携して育てる「水俣科」の授業を行っていく必要がある。

■対象

児童・生徒

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民（小中学生）　：　学力向上、読書活動、環境に関する勉強

行政（教育委員会）：学校、家庭及び地域との連携による学力向上、読書活動･環境教育の推進、「水俣科」の授業実施

■事業の目標設定

確かな学力を育む学習指導の充実へ向け、教職員のさらなる資質・指導力向上に取り組み、教科指導の充実や家庭学習の定着、個に応じた指導の充実を図る。

「水俣科」の授業を行なうために、土曜授業を実施していく。

小中学校の普通教室に､電子黒板やタブレットパソコン等を配備し､学校のＩＣＴ*化を推進する。

■主な事業

・市学力向上事業
・環境教育（学校版環境ＩＳＯ等）の推進
・教育研究事業
・小中学校におけるＩＣＴ化の推進

*ＩＣＴとは情報通信技術（Information and Communications Technology）に由来する。
小中学校におけるＩＣＴ化とは、コンピュータ教室、各普通教室及び特別教室等に整備する教育用コンピュータ、学習用ソフトウェアや周辺機器等の整備、教職員が校務処理に使用する校務用コンピュータ、校務用ソフトウェアや周辺機器等の整備、校内ＬＡＮやインターネット接続といったネットワーク環境の整備を行うことである。

（2）誰もが楽しく学べる教育環境づくり

■目的

児童生徒にとって楽しく魅力のある学校づくりを目指すとともに、児童・生徒の持つ可能性を最大限に伸ばすため、誰もが適切に学ぶことができる環境づくりを目指す。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
いじめ調査「心のアンケート」の結果	いじめ解消率　99.7%	いじめ解消率 100%
不登校児童・生徒数	14人	減少を目指す
特別支援教育支援員の人数	24人	適正な配置を目指す

■現状と課題

それぞれの小中学校では、人権教育や子ども達にとって魅力ある学校づくりに努めるとともに、日頃から子ども達の変化を把握し、教育相談の実施、関係者や関係機関との連携を図るなど、子どもの状況に応じた指導・支援を行っている。

いじめや不登校問題については、多様な要因があるため、配慮を要する子どもの自立を支援するにはきめ細やかな対応が求められる。今後は関係機関によるネットワークをさらに強化し、適切な指導・支援を行う必要がある。

また、障がいのある児童・生徒等の一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善するため、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。

■対象

児童・生徒、家庭

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：行政との連携による、いじめの未然防止・不登校の解消、早期発見、早期解決
　　　障がいのある児童・生徒等に対する理解、支援

行政（教育委員会）：学校、関係機関、家庭及び地域との連携による、いじめの未然防止・不登校の解消、早期発見、早期解決
　　　障がいのある児童・生徒等への適切な教育環境の整備、相談体制の充実

■事業の目標設定

いじめの未然防止を図るために、児童会生徒会を中心とする子どもの自治的活動を推進する。

いじめの早期発見、早期解決に向け、中学校ブロックの対策委員会と連絡協議会の連携・協力を強化する。

不登校の解消に向け、小中学校間及び適応指導水俣教室との連携に努める。

特別支援教育の充実を図る。

■主な事業

- いじめ、不登校児童･生徒対策の充実
- 適応指導水俣教室運営事業
- 特別支援教育支援員の配置等

（３）安全・安心な学校施設の整備・充実

■目的

子ども達が、安全・安心に過ごせ、学べる学校施設を確保する。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
小中学校施設の非構造部材耐震化	０校/11校	11校/11校
小中学校施設の洋式トイレ設置	０校/11校	11校/11校

■現状と課題

学校施設は、子ども達が一日の大半を過ごす場であり、また非常災害時には地域住民を受け入れ、避難生活の拠り所として重要な役割を果たす施設である。だからこそ、学校施設は子どもたちをはじめ、そこに集まる人たちの安全・安心を十分に確保した建物でなければならない。

現在、小中学校施設の構造体の耐震性能は確保されているが、天井材・内外壁・照明器具・建具等の構造体と区別した部材（非構造部材）の耐震化は著しく遅れているため、早急に対策を行うことが必要である。

また、学校施設のトイレ改修・グラウンドの改修・空調設備の整備等、児童・生徒が安全・安心かつ快適に学校生活を過ごすための学校施設の環境改善に取り組む必要がある。学校施設のトイレについては、現在は和式トイレが多く、怪我や障害をもった児童・生徒等が利用しにくい設備になっており、洋式トイレ、多目的トイレの設置、バリアフリー化、湿式から乾式への改修が必要である。グラウンド整備については、グラウンドに凹凸が多いため、水はけが悪く、小石も多くみられ、学習活動に支障をきたす状況である。空調設備の整備については、最近の気温の上昇により、教室内の気温が著しく上昇しているため、児童・生徒の学習活動を快適に保つ必要がある。

このように、学校施設には様々な課題があるため、児童・生徒等の学習環境等を改善していく必要がある。

■対象

学校施設

■実施主体（市民と行政の役割分担）

行政：学校施設の設置者として市教育委員会が施設整備を行う。

■事業の目標設定

施設の維持管理上、必要な補修・改修を適宜行っていくほか、非構造部材の耐震基準を満たしていない対象施設の耐震化を図るとともに、学校施設内の環境整備を実施する。

■主な事業

・小中学校非構造部材耐震化推進事業
・小中学校施設環境改善事業

施策３　地元力（ふるさとりょく）向上のためのスポーツの振興

様々な形態のスポーツ活動を通じて、「地元力（ふるさとりょく）＝ふるさとの力と誇り」を高めていくために、スポーツ関係組織や団体の活動、選手・指導者・ボランティア等の人材育成を支援するとともに、スポーツ拠点の整備を進める。

（１）組織の充実と人材の育成

■目的

本市のスポーツ振興の中心的役割を担う各競技団体及びこれらを統括する市体育協会はもとより、自治組織内のスポーツ組織、学校の部活動、職場スポーツ、総合型地域スポーツクラブなど、住民等が自主的に組織した団体等の活動を積極的に支援する。

また、こうした団体等が、地域が抱える様々な地域課題の解決に向けて、スポーツを通じて得られた学習成果を社会に還元していくとともに、今後のまちづくり、まちおこし等の中心的役割を担うこととなる「選手」、「指導者（リーダー）」、「ボランティア」等の人材育成を積極的に支援することで、地域社会全体の「地元力（ふるさとりょく）」を高める。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
市体育協会加盟競技種目団体数	32団体	35団体
各競技種目団体登録者数人口割合	14.1%	14.1%

■現状と課題

競技力向上のための指導技術をはじめ、組織運営や安全面等を含めたスポーツに関する総合的な知識や技術をもち、スポーツの意義や楽しさを伝え、未来を担う人材を育てる指導者等の育成・確保は、極めて重要な政策である。

これまで本市においては、市体育協会等をはじめとする関係各団体と連携・協力し、これらの人材の育成を行ってきたが、今後も引き続き、指導者等の育成、確保に重点的に取り組んでいく必要がある。

また、スポーツ組織等においては、単独校での維持運営が困難な小規模校における運動系部活動の受け皿とし、多数のスポーツ団体が活動を行っている。

今後は、これらの団体等が、より主体的に市のスポーツ振興の一翼を担うとともに、市とスポーツ関係団体、小中学校等との連携を強化し、将来、更に急速に進展することが予測される過疎化、少子高齢社会に対応するため、「市民協働*」によるスポーツ振興体制の充実を図る必要がある。

■対象

地域住民（自治組織を含む）、スポーツ関係団体、学校、職場（企業）の活動及び人材育成

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：スポーツ関係団体、学校等による市民協働

行政（市、教育委員会）：各競技団体、市体育協会等の支援、指導者の育成・確保等

*市民、市民活動団体、事業者及び市がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって対等な立場で努力し、その成果と責任を共有しあう関係

■事業の目標設定

市体育協会への登録団体数については、自治組織内のスポーツ組織の加入促進等により団体数の増加を目指し、各競技種目の競技人口割合については、近年の状況を考慮し、現状維持（同数）を目標値として設定する。

■主な事業

・スポーツ関係組織、団体等の支援
・スポーツを通じた人材育成の支援

（２）生涯スポーツ活動及び競技スポーツ活動の推進

■目的

市民のニーズにあったスポーツ大会等の企画、運営により、子どもから高齢者（障がいをもつ人を含む。）まで、誰もが生涯を通じて気軽に参加できる生涯スポーツの推進と競技スポーツの振興に取り組む。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
水俣競り舟大会参加チーム数	52チーム	52チーム
市民体育祭参加者数	2,348人	2,500人
市民駅伝競走大会参加チーム数	75チーム	82チーム

■現状と課題

近年、スポーツに対する市民の意識が、競技志向から健康、体力づくりとしてのレクリエーションスポーツへと変化をしてきている中で、現在、市が主催しているスポーツ大会等について、成人等を対象とする専門的な競技が多いことから、子どもから高齢者まで市民が気軽に参加できる市民総参加型の大会になっていない状況である。

このため、今後、個人参加型や観て楽しむスポーツイベントの開催など、スポーツに対する市民の幅広いニーズに応えていくため、市が主催するスポーツイベント等のあり方等について、検討する必要が生じてきている。

また、市民のスポーツへの関わり方には、スポーツをやる・観る・支える等、様々な形態があるため、今後スポーツイベント等の開催にあたっては、参加者やチーム、市内企業等からの人的支援や協賛等の財政的支援と併せて、市民や関係団体等との協働のあり方について見直しを図る必要がある。

■対象

地域住民（自治組織を含む）、スポーツ関係団体、学校、職場（企業）の活動

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：様々なスポーツとの関わり、ボランティアとしての支援

行政（市、市教育委員会）：各種スポーツ大会の企画、運営

■事業の目標設定

各スポーツ大会参加チーム数または参加者数の増加を目指し、目標値を設定する。

■主な事業

・市民スポーツ大会等の再編
・競技スポーツの推進

（3）スポーツ拠点の整備と充実

■目的

老朽化したスポーツ施設を計画的に維持補修、更新するとともに、資産の有効活用や効率的な維持管理を行うため、「水俣市スポーツ施設長寿命化計画」（仮称）を策定し、生涯スポーツ及び競技スポーツ振興の拠点整備を積極的に推進する。

また、スポーツ施設を有効活用するとともに、誰もが利用しやすい施設の管理運営に努め、サービスの品質向上を図る。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
体育施設（南部館除く）利用者数	131,271人	131,271人
総合体育館南部館利用者数	12,491人	12,491人
学校体育施設利用者数	40,359人	40,359人
武道館利用者数	17,027人	17,027人
水俣市スポーツ施設長寿命化計画（仮称）の策定	―――	策定

■現状と課題

総合体育館、武道館等の体育施設については、指定管理者を指定して管理運営を行っているが、昭和60年に開館した武道館をはじめ、多くの施設で、建物本体や機械設備等が経年劣化進行しており、今後、利用者の安全性確保を最優先とし、計画的な施設の維持補修・更新を行うとともに、資産の有効活用や効率的な維持管理等を行う必要がある。

また、学校施設の開放については、地域住民や利用者へのサービス向上を図るため、市とスポーツ関係団体、小中学校の連携強化に努めるとともに、旧学校体育館等の今後の施設利用計画や維持管理等について、検討を進めていく必要がある。

さらに、施設予約システムの導入等による利用申請手続きの簡素化や、ホームページ等を活用した積極的な情報提供、インストラクター等専門的知識を有する人材の確保と活用、全国レベルの大会等の誘致や合宿の受け入れなどにより、積極的に施設の利用促進を図る必要がある。

■対象

体育施設、指定管理者、学校、水俣市体育協会加盟団体、スポーツ愛好者

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民（指定管理者、市民及びスポーツ団体）：施設の管理、サービス向上、スポーツ施設の積極的な利用

行政（体育施設の管理者（教育委員会））：計画的な施設の維持補修・更新、資産の有効活用、水俣市スポーツ施設長寿命化計画（仮称）の策定

■事業の目標設定

人口減・少子高齢化等により利用者が減少する中で、各種大会の開催等による新規又は定期利用者の増加を目指し、現状維持（同数）を目標値として設定する。

■主な事業

・スポーツ施設の長寿命化及び効率的な維持管理
・スポーツ施設の有効活用及びサービスの品質向上

施策４　文化の香るまちづくり

歴史遺産や文化人の顕彰、合唱・絵画・芸能等に取り組む人材の育成、文化活動を行い、その成果を発表する場と機会の提供など、市民の様々な文化活動を支援することによって、水俣文化の創造に努める。

（１）市民文化団体と人材の育成

■目的

市民の自主的な様々な文化活動を支援し、文化の振興及び活性化を図る。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
市民文化祭への参加者数	3,500人	4,000人

■現状と課題

本市では、文化協会をはじめとして、多数の団体が文化活動を行い、その成果の発表の場として発表会や展示会等が開催されるが、特に多くの文化団体が集う「市民文化祭」は県内最多開催数を誇り、市民文化の発展に寄与している。

しかし現在、市が把握している文化団体においては会員の高齢化が進み、市民文化祭の出演者・観客者数は減少が目立ってきている。今後、活性化を図るためには、文化・芸術活動を行っている個人や団体が、分野や世代を超えて互いに交流する場を提供したり、新たな文化団体や人材を掘り起こしたりするなど、多くの市民が楽しめるようにする必要がある。

■対象

市民（市文化協会加入団体をはじめとする、文化活動を行っている団体、その他住民）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：文化活動を楽しみ、発表や鑑賞の機会に参加、参画する。

行政：助成金の交付、活動成果の発表機会の提供等を通じ側面的な支援を行う。

■事業の目標設定

市民文化祭は年に一度開催され、だれでも参加できる本市では最も大規模な文化活動の発表の場となるので、これに対する参加者数を指標とし、平成 29 年度の目標値を 4,000 人と設定する。

■主な事業

・市民文化祭の実施、充実
・芸術･文化振興事業

（2）歴史と文化を活かした郷土愛の醸成

■目的

本市には、長い年月をかけて育まれた歴史が息づき、各時代の人々の営みの証である文化財が残されている。これは他にかえがたいものであり、文化財を通じ歴史を学ぶことは郷土を理解し、ふるさとへの愛着や誇りを育むことにつながる。

また、自らの住む地域や文化を理解することは、異なった文化をもつ人や社会の理解につながり、水俣が生んだ偉人、蘇峰・蘆花のように広い場面で活躍できる人材の育成にも寄与する。そのため、文化財を適切に保護、活用するとともに、児童・生徒をはじめとする多くの市民に、文化財について学習する場や機会を提供する。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
指定文化財件数（国登録、県・市指定を含む）	33件	40件
上記のうち、適切に保存されているものの件数	30件	40件
文化財等の保護・活用の重要度（市民意識調査）	12.5%	20%

■現状と課題

現在本市には、国登録、県・市指定文化財が 33 件あるが、その中には保護対策が必要なもの が含まれており、未指定の文化財についても同様である。したがって、今後調査を進め、適切な措置を講じるとともに、文化財を紹介する看板・標柱等の不足や老朽化の解消、リーフレットの作成、学習会の実施により、市民の文化財に親しむ機会を増やしていくことが必要である。

■対象

文化財

■実施主体（市民と行政の役割分担）

行政：文化財の保護・保存

■事業の目標設定

文化財の調査を行い、保護が必要なものは指定をし、保存に必要な措置をとることにより、指定文化財件数を 40 件、そのすべての適切な保存を目標とする。また、市民意識調査で、「地域の歴史資源、文化財の保護と活用」を重要とする回答が 12.5%であったため、市民に広く文化財の重要性を理解してもらうことを目指し、観光・教育資源としての活用を図る。

■主な事業

・文化財保存管理事業
・埋蔵文化財発掘調査事業
・蘇峰・蘆花施設管理運営事業

（３）文化芸術にふれる機会の提供

■目的

生活水準の向上、余暇時間の増加に伴い、文化・芸術活動をとおして精神的な豊かさを求める市民が増加している。文化芸術は人々の心に創造性を育み、表現力を高め、心の結びつきや互いを理解・尊重し合う、心豊かな社会の形成につながると考えられることから、市民が優れた文化芸術にふれる機会を提供する。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
芸術・文化活動等の満足度（市民意識調査）	3.3%	5.0%
自主文化事業（一般公演）の集客率*	90.5%	70.0%

■現状と課題

優れた舞台芸術公演を市内で見ることができるように、市文化会館において、自主文化事業を開催しているが、近年は２年連続しての住民参加型公演が想定以上の効果を生んでいる。自主文化事業の開催にあっては、単なる鑑賞にとどまらず、参加・創造型のプログラムにより、高度な文化芸術に多角的にふれることができるような企画が求められる。

そのためには、広報活動はもちろん、市民のニーズ把握をするための広聴活動の強化が求められる。一方で計画的な施設の維持管理によって、安心して快適に利用できる施設環境を整備することも必要である

■対象

市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

行政:文化芸術にふれる機会の提供、内容選定については市民の意見を反映させる。

■事業の目標設定

文化芸術にふれる機会を増加することで、市民の「芸術・文化活動、文化施設の充実」に対する満足度の上昇を目指し、平成 29 年度の目標値を 5.0%と設定する。

また、客観的評価として、市が開催する自主文化事業の集客率を指標とし、過去４年間（平成 21 年度 49%、平成 22 年度 34.5%、平成 23 年度 96.9%、平成 24 年度 90.5%）の平均値平均値 67.8%を上回る 70.0%を目標値とする。

■主な事業

・文化会館自主文化事業

・文化会館管理運営事業

*座席数に対する入場者数の割合

施策５　日本一の読書のまちづくり

読書を通じて、感性豊かな人材を育成するとともに、すべての市民が人生をよりよく生きていくことができるように、子どもから高齢者まで、身近なところに本のある読書環境を整備する。

市立図書館を中心に、地域、学校、家庭が一体となり、誰もが本に楽しく触れ、親しみ、知的好奇心を満たすことのできる読書環境づくりに継続的に取り組むことで、豊かな感性と知性を育む日本一の読書のまちを目指す。

（１）地域・家庭・学校における読書活動の推進

■目的

平成20年度に策定した「水俣市日本一の読書のまちづくり推進計画」に基づき、すべての市民が読書に親しみ、人生をよりよく深く見つめ、生命（いのち）安らぐまちを実現するため、子どもから高齢者まで多くの市民が、地域や家庭、学校の中で容易に本に触れ、親しむことのできる機会を創造することを目的とし、地域・家庭・学校における読書環境の整備を進める。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
家庭で１ヵ月に１冊の本も読まない者の割合	大人　29% 子ども　13%	大人　25% 子ども　10%
学校図書館で１ヵ月に１冊も本を借りない児童･生徒の割合	30%	25%

■現状と課題

子どもから高齢者までが、各々の興味・関心に基づいて行う自分らしい読書活動は、心豊かに暮していくために、必要不可欠なものである。また、子どもの活字離れが全国的に進む中、家庭や学校における読書活動が果たす役割は大きい。本に身近に親しみ自ら進んで読むことは、自己の向上心を養い、情緒安定にも有効である。特に幼児期からの読み聞かせや子どもの発達段階に応じて読書習慣を身につけることは重要である。

今後、市民が読書の楽しさを実感できるように、地域・家庭・学校におけるそれぞれの読書環境を整備していく必要がある。

■対象

市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：地域・家庭・学校における読書活動の推進

行政：地域・家庭・学校における読書環境の整備

■事業の目標設定

「家庭で１箇月に１冊の本も読まない者の割合」の減少、「学校図書館で１ヵ月に１冊も本を借りない児童・生徒の割合」の減少を目標値として設定する。

■主な事業

- 読書のまちづくり推進事業
- 動く絵本館「みなよむ号」運行事業
- ぐるりんぱブックスタート事業

（2）図書館を核とした読書活動の推進

■目的

平成20年度に策定した「水俣市日本一の読書のまちづくり推進計画」に基づき、すべての市民が読書に親しみ、人生をよりよく深く見つめ、生命（いのち）安らぐまちを実現するため、市立図書館の施設整備や機能の充実を図る。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
市立図書館蔵書冊数	97,840冊	100,000冊
個人年間貸出冊数	3.86冊	4.00冊

■現状と課題

図書館は、言葉を学び、感性を磨き、豊かな心を育むために本と人とが出会う場所であり、本を読むことにより知識を得て、それを家庭や学校、地域等で語り継ぐことのできる中継基地、情報の発信基地でもある。

市民の誰もが読書に親しむ機会を創出するためには、市立図書館の施設の整備、機能の充実を図るとともに、本市の特性にあった図書資料の充実が必要である。

■対象

市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：市立図書館を活用した読書活動の推進

行政：日本一の読書のまちづくりの推進、図書館の基盤整備、広報・啓発の推進、情報提供

■事業の目標設定

市立図書館蔵書冊数の増加、市立図書館の年間貸出冊数（人口一人あたり）の増加を目標値として設定する。

■主な事業

・図書館管理運営事業

・みな図書ボランティア（読み聞かせ推進）事業

・新図書館開館検討事業

（３）読書・創作活動の推進

■目的

水俣における読書・創作活動を推進するとともに、「絵本」と「環境」を組み合わせて「環境」を広くわかりやすい形で発信するため、「環境」をテーマとした絵本の原文を全国から公募し、「みなまた環境絵本」として出版する。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
みなまた環境絵本大賞作品応募数	224編（第３回募集分）	250編（第５回募集分）
みなまた環境絵本出版数（累計）	２冊	２冊

■現状と課題

本市では、「環境」をテーマとした絵本に関する公募を創設し、「環境」をテーマとした絵本の出版を行ってきた。また、市民の創作活動を促すため、創作に関する体験教室の開催なども行っている。市民自らが創作活動を体験するということは、読書活動の推進だけでなく、水俣市の文化度の向上など幅広い効果が見込まれる。今後も、より多くの市民の参加を促す展開が必要である。

■対象

市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：読書・創作活動への参加

行政：読書・創作活動の推進

■事業の目標設定

第２期基本計画期間中の、みなまた環境絵本大賞作品応募数の増加、みなまた環境絵本２冊の出版を目標値として設定する。

■主な事業

・みなまた環境絵本大賞事業

施策６　人権尊重と男女共同参画のまちづくり

本市は、水俣病の経験から、人権が尊重されることの大切さを、身をもって学び、胸に刻んだ。
今後も、各々の立場や考え、その他あらゆる「違い」を互いに認めあい、互いの人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野で共に参画し、責任を分かち合うことができる社会を形成していく。

（１）互いを認めあう環境づくり

■目的

市民が、身近な生活のあらゆる環境の中で、それぞれの立場や考え方は異なっても、それを受容し、互いを認め合う人権感覚を身につけるようにすることで、明るく住みやすい社会を築く。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
水俣・芦北地区人権教育研究大会	102人	150人

■現状と課題

本市では人権意識を高めるため、地域人権教育指導員を配置し、水俣、芦北管内での研究大会の開催、人権啓発に関する研修会などを実施するとともに、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深めるため、「社会を明るくする運動*」を推進している。今後、各種事業の広報・周知を強化し、より多くの市民の関わりを促すとともに、犯罪や非行のない、あやまちからの立ち直りを支えていける地域づくり、人権教育の推進が必要である。

■対象

市民 、事業者、学校（教職員、児童・生徒）、行政職員

■実施主体（市民と行政の役割分担）

行政：管内での研究大会開催等による人権教育の推進、「社会を明るくする運動」については保護司会等との連携

■事業の目標設定

継続的に研究大会を開催し、より多くの市民の参加を促すことで人権教育を推進する。

■主な事業

・人権啓発事業
・社会を明るくする運動実施事業

*犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を含め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動

（２）男女（みんな）で共に支えあう社会づくり

■目的

少子高齢化、グローバル化の急速な進展、本格的な人口減少を迎えた中、活力ある社会を実現するために、男女が互いにパートナーとして認め合い、各々が様々な可能性を自ら選択し、自分のもつ能力を最大限発揮できる社会づくりを推進する。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
審議会等における女性の登用率	18.3%	30.0%
男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業への派遣者数（累計）	17人	21人

■現状と課題

平成21年度、「第２次水俣市男女共同参画推進計画」（計画期間：平成22～26年度）を策定するにあたり、市民意識調査を行ったが、子育て、子どもの進学目標、女性の就業に関する項目において「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が以前強く残っており、男女共同参画社会づくりを妨げていることが明らかになった。各種委員や管理職などへの女性の登用に関しては、女性自身がそれを望んでいない状況も見受けられ、女性の意識改革、キャリアアップの支援が必要と思われる。

■対象

市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：男女共同参画の意識をもつとともに、各種イベント等へ積極的に参加する。

行政：市民との協働により、男女共同参画を推進する。

■事業の目標設定

審議会等への委員への女性の登用については、「男女共同参画推進計画」で30%を目標としているが、現状値は18%となっているので、平成29年度までにこの数値の達成を目指す。

地域リーダー育成事業への派遣については、毎年１人は派遣できるようにし、修了者には地域のリーダーとして活躍してもらう。

■主な事業

・男女共同参画意識啓発事業

・第３次水俣市男女共同参画推進計画の策定

政策Ⅴ

自立した行政システムと市民参画のまち

施策１　行財政改革の推進

依然として厳しい財政状況にある中、第５次行財政改革大綱をもとに、組織の整備・充実、財政改革及び事務改善を進めることによって、行政サービスの水準を維持し、住民に最も身近な基礎自治体としての責務を果たしていく。

（１）水俣市第５次行財政改革大綱の推進

■目的

本市を取り巻く行財政環境は、今後更に厳しさを増すことが予測され、より一層、行政のスリム化、財政の健全化が求められてくる。そこで組織・財務・事務の３つの視点による「第５次行財政改革大綱」(計画期間：平成26～29年度)を実施していくこととする。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
大綱の実施計画に記載した取組の達成度	計画期間開始前	80%
定員適正化計画の見直し	――	見直し・進捗管理

■現状と課題

過疎化や少子高齢化による社会保障費の増大そして地域活力の減退による地域経済の停滞と本市を取り巻く情勢はますます厳しさを増している。行政においては、国や県から市町村への権限移譲もあり、本市の行う事務事業は今後更に増大・複雑化することが予想される中、職員数の削減に取り組んできた。今後、安定的な地域経営により市民のニーズに応え、財政健全化を図る中で持続可能な発展を目指すとともに、「環境モデル都市」としての実践を重ねていくために、行財政改革大綱に基づく実施計画の着実な推進が必要となる。

■対象

市の全部局、外郭団体及びその職員(市内各団体、市民)

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：新たな公共*の担い手

行政：第５次行財政改革大綱の実施

■事業の目標設定

第５次行財政改革を計画的に実施していくために、大綱の中項目に掲げられた項目について実施項目・取組内容・担当課・年度別取組内容を明らかにし、実施計画が策定されているが、その進捗状況の指標として、取組の達成度をあげ、平成29年度の目標値を80パーセントに設定する。

また、国県からの権限委譲による事務量の増加、再任用制度の実施を考慮し、定員適正化計画を見直し、計画に沿った職員の配置を行う。

■主な事業

・第５次行財政改革大綱実施計画の推進

・定員適正化計画の見直し

*行政だけに公共をゆだねるのではなく、市民・市民団体・事業者・行政が、みんなで知恵や力を出し合い、地域社会の現場から課題を発見・共有し、解決していこうとする考え方。

（２）歳出の節減

■目的

徹底した事務事業の見直しに基づく、選択と集中により、限られた財源で最大の効果を生み出すことを目指す。後年度に負担を残す市債を財源とする事業については、引き続き、その元利償還金が基準財政需要額に算入される市債を活用しながら、計画的に実施することとし、適正に管理する。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
経常収支比率*	95.3%	95.3%
実質公債費比率*	13.9%	12.0%
市債*残高	13,377百万円	13,377百万円
財政調整基金*残高	1,830百万円	2,080百万円

■現状と課題

企業の収益減による市民税の減少等により、本市の平成24年度の自主財源*比率は27.3%となっており、地方交付税に大きく依存した財務体質にある。社会保障関係費の自然増に伴う歳出増や行政ニーズの多様化へ対応するため、当初予算の編成においても財政調整基金からの繰出しに依存せざるを得ない状況が続いている。行政サービスの水準を維持しながら、行政運営を行っていくためには、引き続き、限られた財源の有効活用に努める必要がある。

また、バブル崩壊後の経済対策等によって増大した公債費は、近年の残高管理の取り組みによって、減少しつつあったが、近年においては臨時財政対策債の増加や、学校耐震化等のハード整備により、増加傾向にある。しかしながら、長期的な視野においては市債残高の減少を進めていく必要がある。

さらに、本市の公共施設については老朽化が進んでいるため、限られた予算を効率よく執行し公共施設の長寿命化を図るために、管理方式について事後保全から予防保全への転換等について検討を行う必要がある。

■対象

行政（市の全部局）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：市民と行政の役割分担の再認識

行政（市の全部局）：創意工夫による予算編成と執行

*経常収支比率：歳出のうち人件費や公債費など計上的な支出に、市税などの経常的収入がどの程度充当されているかを示す指標で、80%以下が望ましいとされる。
*実質公債費比率：公債費による財政負担の程度を示す指標である。なお、公債費とは自治体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額
*市債：市が歳入の不足を補うために発行する債券のことで、公共施設の整備などの資金として借り入れ、一会計年度を越えるものをいう。
*財政調整基金：年度間の財源不足に対応するため、決算余剰金などを積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の基金
*自主財源：自治体が自らの機能に基づいて自主的に収入するものを指す。

■事業の目標設定

経常経費の削減指標として経常収支比率を、公債費負担の実態を表す指標として実質公債費比率をあげ、現状維持又は減少に努める。また、長期的な視野において市債残高の減少を進めることを目標とするが、財政需要が多大となる当面においては現状維持を目標とする。財政調整基金の残高については、主に決算収支により増減するが、災害等の不時の出費に備える額として20.8億円を目標値として設定する。

■主な事業

・財政健全化推進事業
・公共施設の資産有効活用･長寿命化等の検討

（３）財源の確保

■目的

地域の実情に即した独自の施策を推進する財源として、また、住民生活を支える各種行政サービスの水準を維持・向上していくために、限られた財源の有効活用と、独自の財源確保に努める。市税をはじめとするあらゆる財源を見直すとともに、新たな財源の確保についても調査・研究を進めていく。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
市税の収納率（現年度）	98.06%	100%
新たな収入確保策の検討	―――	1件

■現状と課題

元来、財源に乏しい本市は、地方交付税*に大きく依存した財務体質となっており、財政力指数*などの財政指標も、地方交付税の動向に大きく左右される。

市税の収納率は、現年分98.06%（平成24年度）となっている。地域の経済状況についても景気回復の傾向は見られず、納税者の収入状況の厳しさも同様と推測される。このような状況の中であるからこそ、税負担の公平・公正・適正を確保し、市政への信頼を高めていくことが重要であり、今後も更なる税収の安定確保と滞納整理の強化により、適正さ・公平さの追求と収納率の向上に努める必要がある。

また、分担金及び負担金、使用料、手数料については、適正な受益者負担を図るために、定期的に負担の水準などを点検し、適正化を図っていかなければならない。

さらに、売却が難しい遊休土地等の活用や、新たな収入確保策の検討を進めるなど、税外収入の確保策の検討を進める必要がある。

■対象

市民、事業主、企業

■実施主体（市民と行政の役割分担）

行政（市の全部局）

■事業の目標設定

現年度分の市税収納率について、100%を目標値として掲げた。

また、税外収入の確保については、順次、検討を進めていく。

■主な事業

・市税等の収入確保
・税外収入の確保

*地方交付税：国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を総額として、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行できるよう、一定の基準により国が交付する税（交付金）

*財政力指数：自治体の財政力を示す指標として用いられるもので、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値。通常は過去３ヵ年の平均値を指す。

施策２　効果的な政策と事業評価の実施

本市では、市が取り組む様々な政策やそれに基づく施策、事業について、目的・手法・成果等を統一の指標により客観的に評価し、見直しを行い、行政の効率的運営に活かすため、「水俣市政策事業評価管理システム」に基づき、「政策事業評価」を実施している。

「水俣市政策事業評価管理システム」の運用、市民参画による事業評価の実施により、真に必要な事業の実施と効率化に努めていく。

（１）政策事業評価の推進とその成果の活用

■目的

「水俣市政策事業評価管理システム」に基づき政策等の分析・評価を確実に行い、その成果を以後の行政運営の改善、予算編成への反映を行う。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
「成果あり」以上と評価された事業の割合	―――	90%
「水俣市政策事業評価システム」の見直し	―――	システムの見直し

■現状と課題

「水俣市政策事業評価管理システム」では、毎年度の決算に伴う客観的数値等を用いながら、事業実施によってもたらされた成果、問題点を明らかにし、２次にわたる内部評価を経た後、３次の段階では外部評価として市民による監査を受けている。

今後も評価を確実に実施し、さらに効果的、効率的な事業実施が求められる。

また、「政策事業評価管理システム」については、評価結果の予算編成への反映等が課題となっている。

■対象

行政（市の全部局）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：市民監査員

行政（市の全部局）：評価の実施、業務改善、政策事業評価システムの見直し

■事業の目標設定

評価の結果を反映し、事業の成果を高めていくことで、本市における政策目的の達成が可能になると考え、一定（成果あり）以上の評価を得た事業の割合を指標とし、数値の向上に努めることとする。

また、政策事業評価システムのさらなる効果的・効率的な運用のために、事務手続き等の見直しを行う。

■主な事業

・政策事業評価管理システムの運用
・政策事業評価管理システムの見直し

施策３　市民参画の推進

本市の地域経営を行っていく際に直面する多様な課題に対し、市民と行政が知恵や力を出し合い、共に考え、その解決を図っていくことが求められている。市民のまちづくりへの思いや課題等を広く聴く機会をつくるとともに、市民の考え方を市政に十分反映していくために、市民が市政に参画する機会を確保し、市民の主体的活動を促進する。

（１）市民参画の機会の確保

■目的

市民のまちづくりへの関心を高め、市民の様々な意見を聴く場を設けるとともに、積極的な関わりをもてるような仕組みを構築し、市民中心の市政運営を図るため、施策形成過程、各種計画の策定段階から市民参画の機会を確保する。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
各種委員会、審議会における委員公募の実施率	28.5%	35%
市政に関する情報提供と公開を不満と思う人の割合（市民意識調査）	7.3%	５%
パブリックコメントの実施	―――	対象事業全てで実施
自治基本条例等制定の検討	―――	検討

■現状と課題

社会環境の著しい変化や地方分権の推進に対応するため、今まで以上に、地域の主体的なまちづくりが必要とされるようになった。このため、施策形成過程への市民の広範な参加を促すとともに、行政は市民の期待や意見に鋭敏かつ誠実に対応していくことが重要になっている。

これらの課題に対し、市民が行政の様々な分野で、意見や要望などを提案し参画できるような機会を提供し、施策形成過程に幅広い市民の参画が得られるように努めていくことが必要である。

■対象

市民、自治会、まちづくり団体、市内で活動するＮＰＯ団体等

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：自らの地域が抱える課題解決に主体的に取り組む。市政への積極的参加、各種団体の活動への自主的参加。パブリックコメントの提出

行政：広聴の機会を設ける。市政への市民の参画の場を増やし、積極的に情報を公開する。

■事業の目標設定

市民参画の機会の確保として、選任規定のない審議会･委員会について、委員の公募の実施率を35%に設定する。

また、市民参画を促すためには、市政に関する情報提供が不可欠であるため、市民意識調査における「市政に関する情報提供と公開を不満と思う人の割合」を５%に減少させる。

市民の意見を幅広く聴取し反映するため、対象となるすべての事業でパブリックコメント手続を実施する。

■主な事業
・委員公募等による市民参画の推進
・パブリックコメントの募集
・自治基本条例等制定の検討

（２）市民参加による評価

■目的
多様化する市民ニーズへの対応、地域における諸問題の解決につながるように、市政の様々な場面で市民参加の機会を設けるとともに、政策や事業等の評価過程においても、その機会を確保する。
さらに、評価内容を広く公開することで、市民に対する行政の説明責任を果たしていく。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
市民監査の実施	２件	２件
市民監査の公表	―――	対象評価全てで公表

■現状と課題
本市では、これまで種々のまちづくりの実践や計画策定段階において、ワークショップやアンケート、パブリックコメントを実施するとともに、委員会や審議会にも市民の参加機会を設け、政策事業評価、環境ＩＳＯについて市民監査を設け、評価・見直しを行ってきた。
今後も、市民の視点から政策、事業の進捗状況や結果を評価し、見直すこととし、その結果を積極的に公開していくことが求められている。
■対象
市民
■実施主体（市民と行政の役割分担）
市民：政策事業評価、環境ＩＳＯの市民監査
行政（市の全部局）：事業・政策の評価、市民監査の実施、結果の公開
■事業の目標設定
引き続き、政策事業評価と環境ＩＳＯについて市民監査を実施する。
市民の視点での評価を参考に政策や事業の見直しを行うとともに、その結果を積極的に公開する。
■主な事業
・政策事業評価管理システム、環境ＩＳＯにおける市民監査の実施

（３）民間活用の推進

■目的

全国規模で人口減少と少子高齢化が進行し、国をはじめ各地方自治体においても厳しい財政状況の昨今、本市もこの例外でない。このような状況の中、複雑・多様化する市民のニーズに対し的確に対処していくために、従来の行政による画一的手法ではなく、事業の効率性や市民サービスの向上を目的として、市が持つ資源以外に外部の資源を有効に活用することにも目を向け、調査、研究を進めるとともに、市民・事業者と行政の協働を基本とした、持続可能な行財政システムの構築を図っていく。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
アドプト事業の実施件数（公園緑地）	７件	11件

■現状と課題

平成15年６月の地方自治法の改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が導入され、さらに、平成18年７月には「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行されるなど、公共分野における民間活力の活用に向けての環境整備が進められ、本市では、指定管理が可能と考え得るほぼ全施設への導入を達成しているものと考えられる。今後は、より効率的に運営を図るため、指定管理者制度の適正な運用に主眼を置き、各所管において、サービス水準と安全性の確保や行政責任の明確化等に留意しながら指定管理のあり方について引き続き調査、研究を行うことが求められる。

また、現在、自治会をはじめ、地縁団体、ボランティアによる特定の道路、公園等の公共財の定期的な清掃等の管理業務（アドプト）が実施されている。各々の能力と特性を活かして市政に参画し、公共を担うため、高齢化や資金不足による活動の限界や停滞を招かないよう行政として活動を支援する仕組みを継続発展していくことが必要である。

■対象

自治会、地縁団体*、ボランティア団体、ＮＰＯ、企業、市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：公の施設、公共財の管理運営等

行政：民間活力の推進のための研究と運用

■事業の目標設定

民間活力の活用状況と市民と行政との協力関係のひとつの目安としてアドプト事業の実施件数をあげ、引き続き積極的な導入を推進する。

■主な事業

・指定管理者制度の適正な運用

・アドプト推進事業

*町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。

施策４　市役所の変革

目標管理を定着させ、住民サービスの向上と事業の効率的な実施に努めるとともに、評価基準をアウトプットからアウトカムに転換することにより、事業の適正評価を促進し、職員の意欲喚起に努める。

また、行政は、市民の視点に立った行政運営を目指すこととし、市役所は市民の役に立つ所という意識を職員に徹底させ、目標達成、職務完遂のために努力する職員の育成を図る。

（１）目標管理制度の確立

■目的

個々の職員が、自らの業務の中で問題意識を抱き、明確な目標を掲げて意欲的に取り組むことによって、組織全体の課題達成を目指す。複雑、多様化する様々な行政課題に対応するため、職員は常に努力を怠らず自己を磨いていくとともに、組織として目標管理制度の確立を図る。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
職務について「成果あり」の割合	30.9％	50％以上
部、課、係、各職員の目標設定と管理	係長以上で実施	全部署、全職員

■現状と課題

現在、毎年12月に全職員を対象に「人事に関する調書」の提出が求められているが、その中で各々の課題と目標、その達成状況や職務の成果等に関する記述欄が設けられている。各職員はこの様式に記入する過程で自らの課題や目標を再確認し、その達成に向け、計画的かつ意欲的に職務に取り組んでいくことが求められている。

また、目標管理を係長以上で実施しているが、今後全庁的に取り組み、組織全体としての成果の把握や評価をじゅうぶんに行い、目標管理をしていくことが必要である。

■対象

全職員、全部署

■実施主体（市民と行政の役割分担）

全職員、全部署

■事業の目標設定

「人事に関する調書」で、自分の職務について「成果があった」と答えることのできる職員を50％以上にすることを目指す。

また、これとは別に、各部署において個々の目標設定とその管理等をきめ細やかにフォローする仕組みをつくり、あわせて組織としての目標設定と管理も行うこととする。

■主な事業

・職員目標管理事業

（２）人材育成の推進（研修、自己啓発の奨励）

■目的

多種多様な市民のニーズに的確に対応していくとともに、組織の課題達成を目指し、人的資源の最大活用を図るために、職員の意識改革を進める。階層別、目的別などによる研修、様々な業務遂行に必要な技術的研修等を実施し、職員の自己啓発を奨励するための支援制度等について調査・検討を進め、水俣市人材育成基本方針に基づき、実施していく。

指　　標	平成24年度（現状値）	平成29年度（目標値）
職員研修参加者数	149人	250人
職員の自主研究グループ数	２団体	延べ５団体
通信講座等受講者数	０人	延べ５人

■現状と課題

職員数が減少する中にあって、限られた職員数でいかに効率的に業務を遂行していくのか、社会情勢の変化と高度化、多様化する市民のニーズに対応し、行政サービスの向上を図っていくのかが大きな課題となっている。

これらのことから、職員一人ひとりのモチベーションや職務遂行能力を高め、活力ある組織を作り上げていくことが重要である。

これらを踏まえ、職員のキャリア形成（人材育成研修等の支援）や主体的な能力開発（自己啓発）を促す環境の創造、職場外研修を通じた能力開発を支援し、気づきを促す仕組みを構築するとともに、その成果を評価し、人事管理に活かす方策を講じることも必要である。

■対象

全職員

■実施主体（市民と行政の役割分担）

職員研修担当課

■事業の目標設定

県内共同研修機関の活用を図っていく一方で、庁内における効果的な職員研修の仕組みを構築し、年間250人の受講を目標値として設定する。

また、職員の自主的、自発的な自己啓発の活動状況を測る指標として、自主研究グループの数、通信講座等の受講者数を掲げる。

さらに、職場外での様々な活動や人間関係を通じて、幅広い見識を深め、公務の遂行にも資するという観点から、地域貢献活動に積極的に関わっていく職員を育成する。

■主な事業

・職員研修事業
・自主研究グループ及び通信講座等の支援